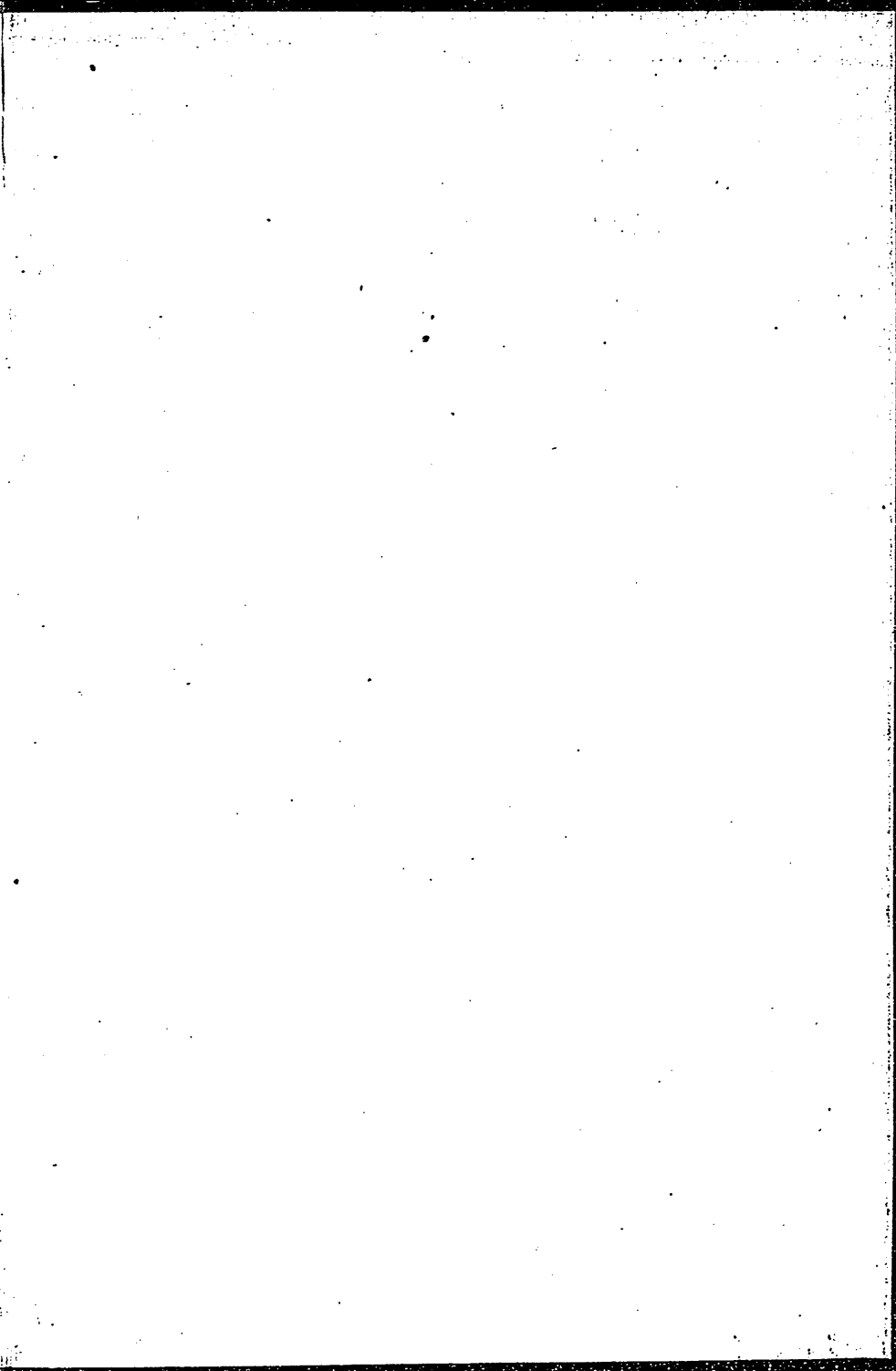


K220.3

13





法學士山内正瞭
法學士市村光惠
共著



經濟教科書

東京
大阪

寶文館藏版

明治
39 9 28
丙午

例言

一本書は、文部省訓令中學校教授要目に基きて編纂せるものにして、汎く中等程度の諸學校の教科書に充てむことを目的とせり。

一本書は、平易簡明を主とせり、然して夫の徒に簡潔に過ぎて、授業上の艱難を顧ざる如き弊を避け、濫に詳密にわたりて、教授上の餘裕なからしむる如き失に陥らず、なるべく規定の時間内に授け得らるゝやう意を用ひたり。

一法制經濟の二科は、其關係頗密なるものなれば、彼此の聯絡を要するや言を倭たず、本書はこの點に於ても、特に意を注ぎたり。

二
一本書は、理論に拘らず學說に泥まず、事實用を旨として、國家的觀念と利用厚生思想とを涵養せしめむことを期せり。
一本書中法制の部は、專、市村法學士の手になり、經濟の部は、山内法學士の筆にかゝる。

明治三十九年九月

著 者 識

經濟教科書目次

第一編 總 論	一
第一章 經濟學ノ根本概念	一
第一節 欲望	一
第二節 財	四
第三節 價值	六
第四節 價格	八
第二章 經濟學ノ定義	一〇
第二編 財ノ生産	一一
第一章 生産ノ概念	一一
第二章 生産ノ要素	一三

第一節	自然	一四
第二節	勞力	一八
第三節	資本	二一
第三章	生産ノ組織及方法	二六
第一節	企業	二七
第二節	分業	三一
第三節	機械	三三
第四節	自由競争	三五
第三編	財ノ交換	三八
第一章	交換ノ概念	三八
第二章	物價	四〇
第三章	貨幣	四五
第一節	貨幣ノ起源及職分	四五

第二節	貨幣ニ關スル國家ノ職分	四九
第三節	グレシヤムの法則	五三
第四章	信用	五四
第一節	信用ノ意義及種類利害	五四
第二節	信用證券	五九
第三節	信用ノ機關	六五
第五章	貿易	七一
第六章	交通	七四
第四編	財ノ分配	七八
第一章	分配ノ概念	七八
第二章	地代	八一
第三章	利子	八四
第四章	利潤	八七

第五章	賃金	九〇
第五編	財ノ消費	一〇〇
第一章	消費ノ概念	一〇〇
第二章	貯蓄	一〇三
第三章	保險	一〇五
第六編	財政	一一一
第一章	財政ノ概念	一一一
第二章	租税	一一三
第三章	豫算	一二六
第四章	公債	一二〇

經濟教科書目次終

經濟教科書

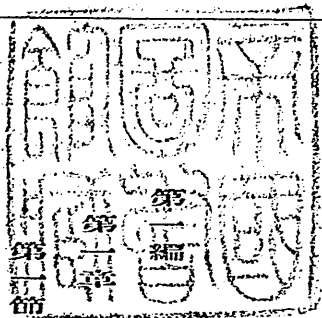
法學士 山 内 正 瞭
法學士 市 村 光 惠 共著

總論

經濟學ノ根本概念

欲望

欲望ノ意



人類ノ此世ニ生活スルヤ、必ズ幾多ノ不足ヲ感ズベシ、渴ス
レバ飲ヲ求メ、飢ユレバ食ヲ欲シ、凍ユレハ衣ヲ索ム、此不足
ノ感覺ト、之ヲ除去シ又ハ充タサント欲スル願意トナ、併セ
テ欲望ト云フ、欲望ハ人ノ性情ナリ、之ヲ満たサザレバ、人類
ノ生存發達得テ望ムベカラズ、社會ノ進步發達スルニ從ヒ、

欲望ハ社會ト共ニ變遷ス

欲望ノ種類一、無形の欲望

二、有形の欲望

欲望ハ益々其數ヲ増加ス、太古ノ民ハ、僅ニ寒暑飢渴ヲ凌グ
 ナ以テ足レリトシ、敢テ多キヲ望マザリシト雖、吾人ニ至リ
 テハ、家屋衣服食物等頗ル良好ナルヲ欲スベク、又前者ハ單
 ニ肉體ノ欲望ヲ滿タスヲ以テ、事トセシニ反シ、吾人ハ智識
 ナ廣メ、以テ精神上ノ快樂ヲ得ント欲スルガ如シ、要スルニ、
 欲望ハ、社會ガ進步シ文明ガ發達スルニ從ヒ、漸次高尙複雑
 ニ趨クハ自然ノ數ニシテ、決シテ憂フベキコトニアラズ、
 欲望ヲ分ツテ、無形の欲望ト有形の欲望トノ二トス、
 一、無形の欲望 總テ精神ニ關スル欲望ニシテ、智識ヲ廣
 メント欲スル欲望、德義ヲ高メント欲スル欲望、心神ヲ慰
 メント欲スル欲望ノ如キナ云フ、
 二、有形の欲望 有形物ニ關スル欲望ニシテ分ツテ三ト
 ナス、

(1) 自然的欲望

(2) 應分的欲望

(3) 奢侈的欲望

欲望ノ種類ハ關係ナリ

(1) 自然的欲望 人ノ生存ニ必要缺クベカラザル欲望
 ニシテ衣食住ノ如キ是ナリ、
 (2) 應分的欲望 人ノ社會上有スル品位ヲ保持セン爲
 メ、其身分ニ應ジタル生活、又ハ交際ヲ爲サザルベカラ
 ザルガ如キ是ナリ、
 (3) 奢侈的欲望 生存上必要缺クベカラザルニアラズ、
 身分上已ムヲ得ザルモノアルニアラズ、單ニ贅澤ヲ爲
 サント欲スル欲望ナリ、此種ノ欲望コソ最モ忌ムベキ
 モノニシテ、小ニシテハ家ヲ破リ、大ニシテハ國ヲ亡ボ
 スモノナリ、
 茲ニ注意スベキハ、右ノ三種ノ欲望ハ、其間明カニ區域ヲ定
 ムルコト能ハザルノ一事ナリ、例ヘバ富豪ガ馬車ヲ驅役ス
 ルハ、之レ應分的欲望ナルベキモ通常人ニアリテハ、明カニ

奢侈的欲望ナリ、又世人ガ綿服以テ寒暑ヲ凌グハ、明カニ自然的欲望ナルモ、絹布ヲ着用スルガ如キハ、奢侈的欲望ナリト云フベシ、此ノ如ク單ニ外形上其區別ヲナスニト、頗ル困難ナルヲ以テ、絶對的區別ニアラザルヲ知ルベシ、

第二節 財

財ノ意義	財ノ種類
人ノ欲望ヲ満足セシムルニ足ルモノ之ヲ財ト云フ、人ノ思想ハ變遷極リナク、從テ其欲望モ變遷増加極リナキヲ以テ、財モ亦限リナク増加スルモノナリ、	財ト欲望トハ互ニ因果ノ關係ヲ有シ、財ノ増加ガ又欲望ノ増加ヲ喚起スルコトアリ、例ヘバ時計ノ發明アリテ、人々之ヲ携帯センコトヲ欲スルガ如キ之ナリ、
	財ヲ分ツテ内部財ト外部財トノ二トス、

財一、内部	財二、外部	財(1)自由的	財(2)經濟的	(1)貨物
一、内部財 人身ノ内部ニ存スルモノニシテ、例ヘバ健康・智識・腕力等ノ如キヲ云フ、	二、外部財 吾人ヲ圍繞スル外界ニ存スルモノニシテ、更ニ分ツテ、自由的財ト經濟的財ト二トス、	(1)自由的財 空氣日光水等、自然ニ存スルモノニシテ、吾人隨意ニ之ヲ利用スルヲ得ルモノヲ云フ、併シ此種ノモノト雖必ス絶對的ノモノト斷ズベカラズ、	(2)經濟的財 之ヲ得ルニハ、必ズ勞力ト報酬トヲ要スルモノニシテ、社會ノ進歩ニ伴ヒ、其數ノ増加極リナキモノナリ、經濟學ニ於テ講究スルハ、專ラ此種ノ財トス、以下財ト云ヘバ、經濟的財ヲ指スモノト知ルベシ、之ヲ分ツテ貨物・勤勞・關係ノ三トナス、	(1)貨物 有形ノ經濟的財ニシテ、家屋什器其他百般ノ

(ロ) 勤勞

有形物ヲ指ス、

(ロ) 勤勞 無形ノ經濟的財ニシテ、人が他人ノ爲メニ、精神或ハ肉體ヲ勞シ、以テ他人ノ欲望ヲ満足セシムルヲ云フ、例ヘバ僕婢ガ一定ノ給金ニ對シテ、其主人ノ用務ヲ辨ズルガ如キ、教師ガ講義ヲナスガ如キ之ナリ、

(ハ) 關係 無形ノ經濟的財ニシテ、商家ノ得意、販權、商標、專賣權等ノゴトク人ト人トノ關係ガ、一ノ財ヲ形成シ、之ヲ得ント欲セバ、報酬ヲ供セザル可ラザルモノヲ云フ、

(ハ) 關係

價值ノ定義

第三節 價值

價值トハ、人ノ認メテ以テ其欲望ヲ満足スルニ適當ナリト爲ス所ノ財ノ性質、即チ効用ヲ云フ、例ヘバ水ハ渴ヲ満足セ

價格ノ意義

第四節 價格

シムルニ足ル効用即チ價值ヲ有スト云フガ如シ、財同ジカラザレバ其價值モ亦同ジカラズ、又同一ノ財ニテモ、之ヲ欲スル人ニ由リテ又其價值ヲ異ニス、而シテ以上説明スル所ニヨレバ價值ハ概シテ欲望ト財トノ關係ニヨリ定マルモノナルベク欲望大ニシテ財乏シキ時ハ價值從テ大ナルコトヲ意味ス、

價格トハ、財ト財トノ交換比例ニシテ換言スレバ、價值ト價值トノ割合ヲ云フ、一種ノ財ガ實際他ノ財ト交換セラル、ニ依リテ、初メテ成立スルモノナリ、故ニ甲ノ價格ハ其現ニ交換サル、乙ノ分量ニシテ、乙ノ價格ハ其現在交換サル、甲ノ分量ナリ、米一石ト豆一石五斗トガ交換サルトスレ

價值ト價
格價格ノ増
減

バ、米一石ノ價格ハ豆一石五斗ニシテ、豆一石五斗ノ價格ハ米一石ナリ、故ニ價格ハ單獨ニ存在スルモノニアラズ、他ニ比例シ關係シ、始メテ起ルモノナリ、

價值ノ價格ニ於ケル關係ハ、財ノ交換サレ得キ可能性ガ、現ニ交換サル、事實ニ對スル關係ノ如シ、價值ハ可能性ニシテ、果シテ現ニ交換サル、ヤ否ヤハ未來ニ係ル問題ナリ、即チ交換サレ得キ可能性ハ、現ニ交換サル、事實ト同一視ス可カラザルナリ、換言スレバ交換ガ事實トナリタルトキ、初メテ價值ガ價格ヲ生ズルナリ、

凡ソ價格ハ、單獨ニ成立シ得キモノニ非ラズ、他ニ比例シテ初メテ成立スルモノナリ、而シテ財ヲ交換スル人々ノ自由の合意ニ依リテ定マルモノナリ、

故ニ、一財ノ價格ガ騰貴スルト云フハ、交換上他ノ財ヲ得ル

價格ノ標
準經濟的活
動經濟學ノ
定義

比例ノ實際増加シタルコトニシテ、一財ノ價格ノ下落スルト云フハ、交換上他ノ財ヲ得ル比例ノ減少シタルコトナリ、價格ヲ定ムルニ當リ、社會一般ノ人ヲ標準トスルモノト、一個人ヲ標準トスルモノトアリ、

第二章 經濟學ノ定義

人ニハ必ズ欲望アリ、而シテ欲望ヲ満足セシメンガ爲ニハ、其精神及肉體ヲ勞シテ財ヲ獲得使用セザルベカラズ、之ヲ稱シテ經濟的活動ト云フ、而シテ人類ハ素永ク孤獨の生活ヲ續クルコト能ハズ、其固有ノ性質ト、自然ノ必要トニ逼ラレ、相集マリテ共同生活ヲ營ムニ至ル、共同生活ノ最モ發達シタル状態ヲ國家ト云フ、

經濟學ハ、經濟的活動ニ關スル社會現象ヲ講究スル學問ナ

リ、詳言スレバ、經濟主體カ經濟的活動ヲ爲ス上ニ於ケル、一切ノ現象ヲ社會的方面ヨリシテ講究スル學問ナリ、經濟上ノ欲望ヲ有スル人格者ハ之ヲ經濟主體又ハ經濟人ト云ヒ其經濟主體ノ單複ヲ標準トシテ分類スレバ一ヲ單一經濟、一ヲ共同經濟ト呼ビ前者ハ普通或ハ個人經濟、私經濟ナル名稱ト同一意義ニ用ヒ、後者ハ一ニ合同經濟、公經濟トモ云ヒ各營利會社ノ經濟、各團體組合ノ經濟、府縣郡市町村及ビ國家ノ經濟ヲ指示スルモノナリ、

第二編 財ノ生産

第一章 生産ノ概念

生産ノ意

經濟上ニ所謂財ノ生産トハ、財ノ價值ヲ増加スルヲ云フ、詳言セバ、人類ガ宇宙ノ事物ニ作爲ヲ加ヘテ、其欲望ヲ満足スルニ適スルノ謂ナリ、

夫レ人類ハ、物質ノ一分子ダモ創造スルコト能ハズ、唯ダ既ニ存在スル外物ノ利用ヲ發見シ、或ハ其形體ヲ變ジ、或ハ其位置ヲ換ヘ、以テ自己ノ用ニ供セシムルヲ得ルニ過ギズ、例ヘバ果實ヲ採拾シ、魚介ヲ漁獲シ、以テ其位置ヲ變ジ、之ヲ料理シテ其形體性質ヲ改メ、食用ニ供スル如キ、即チ財ノ生産ナリ、要スルニ、生産トハ人力ヲ以テ、財ノ價值ヲ作り出スニ過ギズ、故ニ生産ハ、勞力ニ由ル價值ノ増加トモ稱スベキカ

左レバ、漁獵、採鑛、農耕ノ諸業ガ生産ナルト同時ニ商業、工業、運輸業モ亦生産ナリトス、何トナレバ、工業ガ原料ノ形狀及性質ヲ變ジテ精製品トナスハ、即チ其價值ヲ作出スルモノニシテ、商業、運輸業ガ、一地方ニ需要少ナキ物品ヲ、他ノ需要多キ地方ニ運搬シ、若クハ一人ニ不要ナル物品ヲ、他ノ有要ナル物品ト交換スルハ、亦生産ニ外ナラズ、

勞力ノ作用ニ由リテ、生産ヲ分ツトキハ左ノ如シ、

一、原料ノ產出
二、形骸ノ變更
三、位置ノ變更

一、原料ノ產出 漁獵、牧畜、伐木、耕作、鑛業等、凡テ原料ノ採取培養ニ關スル作用ヲ云フ、

二、形骸ノ變更 產出ニ由リ得タル原料ニ加工シ、其形狀ヲ變ズルヲ云フ、重ナル工業ハ之ニ屬ス、

三、位置ノ變更 原料若ハ工業品ヲ、他ノ地方若ハ場所ニ移シ、其價值ヲ増加スルモノニシテ、商業、運輸業之ニ屬ス、

第二章 生産ノ要素

生産ノ要素

生産ハ、自然及勞力ノ二要素ヲ必要トスル事疑ナシトイヘドモ、此二要素ニ次テ生産ニ缺クベカラザルモノアリ、資本即チ是ナリ、

資本

資本トハ、自然及勞力ノ結果ニシテ、未來ノ生産ノ爲メニ貯蓄セラレタルモノナリ、資本ニシテ若シ勞力自然ノ結果ニ過ギズトセバ之ヲ勞力及自然ト併ビ稱スルハ或ハ妥當ヲ缺クガ如シト雖、如何ナル野蠻人ニテモ、空拳ヲ振ツテ何事モ爲シ能ハザルベシ、必ズヤ多少ノ器具ヲ要ス、若シ又器具ヲ要セズシテ、鳥獸魚介ヲ捕フルヲ得ルトシテモ、食物ナクシテハ、何事モ爲シ能ハザルベシ、此ノ如ク器具及食物ハ即チ過去ノ生産物ニシテ、直チニ使用シ盡クサレズ、未來ノ生

產ノ爲メニ貯蓄セラレタルモノナリ、即チ所謂資本ナリ、

第一節 自然

自然ノ意

自然トハ、人間以外ニ存スル外界ノ一部ノ謂ニシテ、即チ空氣・日光・山林・原野・河海・沼澤及土地ノ培養力・風力・水力・生物力等是ナリ、

自然ハ、生産ノ要素ニシテ、若シ自然ナキトキハ、勞力アルモ人類ノ欲望ヲ満足セシムルコト能ハズ、又資本ノ發達得テ望ム能ハザルナリ、即チ自然ハ吾人ニ自然物ヲ供給シ、次ニ自然力ヲ與ヘ、次ニ其面積ヲ以テ生産ヲ幫助ス、

一、自然物

一、自然物 地球上ニ存在スル有形ノ物體ニシテ、天然ニ存在シ、或ハ發生成長シ、採テ以テ吾人ノ用ニ供スベキ

二、自然ノ生産力

モノヲ云フ、禽獸・魚・介・草木・果實・礦物ノ類是ナリ、
二、自然ノ生産力 更ラニ分ツテ二トナス、原始的・自然生産力、誘導的・自然生産力是ナリ

(1) 原始的・自然生産力

(1) 原始的・自然生産力 人力ヲ待タス自然ニ存在スルモノニシテ、人類ハ唯ダ之ヲ利用スルヲ得ルモノヲ云フ、風力・水力・熱引力・生物力・磁石力等ノ類之ニ屬ス、

(2) 誘導的・自然生産力

(2) 誘導的・自然生産力 人力ニ由リテ發生スルモノニシテ、電氣力・蒸氣力ノ類之ニ屬ス、

三、土地

三、土地 一定ノ面積ト自然ノ生産力ニヨリテ生産ノ立脚地トナリ、又生産補助ノ力トナルモノヲ稱ス、一定ノ面積ヲ有スルガ故ニ、吾人ハ坐臥・居住・物ヲ裝置シ得ベク、自然ノ生産力ヲ有スルガ故ニ、農業・林業等ヲ營ムヲ得、土地ハ此ノ如ク、吾人ノ欲望ヲ満足セシムル力ヲ有ス、

土地ノ生
産力

之ヲ土地ノ生産力ト稱ス、
土地ノ生産力ハ、地味ト位置トニ由リテ差アリ、地味礪确ナ
レバ生産力從テ小ニシテ、地味肥沃ナレバ生産力從テ大ナ
リ、然レドモ地味如何ニ肥沃ナルモ、其位置甚ダ惡シク、市場
ヲ去ルコト遠ク、又ハ運搬ニ不便ナルトキハ、輸送ニ多額ノ
費用ヲ要シ、殆ンド得ル所ナシ、故ニ其土地ハ生産力小ナリ
ト云ハザルベカラズ、

地力遞減
法

土地ハ之ニ使用スル勞力及資本ノ増加ニ從ヒ、限りナク其
産額ヲ増加スルモノニアラズ、其生産力ニハ自ラ一定ノ限
界アリ、其限界ニ達スル迄ハ、之ニ投ズル勞力及資本ノ増加
ニ從ヒ、所謂地力漸増又ハ報酬遞増ノ法則ニ從ヒ、其産出額
ヲ増加スルモ、一タビ其限界ニ達スレバ、如何ニ勞力資本ヲ
増加シテモ、其生産力ハ却テ其割合ヲ減ズベシ、之ヲ地力遞

地力遞増
法ハ絶對
的ノモノ
ニ非ズ勞力ノ意
義一、發明
及發見

減法ト云フ、而シテ土地ハ人皆報酬遞減ノ法則ニ支配セラ
ル、好適例ナリト雖、是スラ尙絶對ニ認ムルコトヲ得ズ、例
ヘバ交通機關ノ改良、農法、農業上ノ器具機械ノ發見、法律制
度ノ進歩、勞力ノ増加等ハ此法則ヲ妨グル原因ナレバナリ、

第二節 勞力

勞力トハ、生産ニ用キラル、心力及體力ノ活動ヲ云フ、故ニ
徒ラニ手足ヲ動カシ、心神ヲ勞スル如キハ勞力ニアラズ、勞
力ナケレバ經濟的活動ナシ、自然如何ニ材料ヲ供給スルモ、
何等ノ効用ヲ發揮スルコト能ハズ、故ニ勞力ハ生産ノ要素
ニシテ、而カモ又同時ニ經濟的活動ノ本源ナリ、
勞力ハ、其性質ニ由リテ分ツコト左ノ如シ、

一、發明及發見 發明トハ、人ノ未ダ爲サザルコトヲナシ、

二、採取 品ノ粗製	或ハ未ダ作り出サザルコトヲ作り出スヲ云ヒ、發見トハ、 既ニ存スル物ヲ人ノ未ダ知ラザルニ之ヲ見出スヲ云フ、 二、採取 伐木採鑛漁獵ノ如ク、自然物ヲ採ルヲ云フ、 三、粗製品ノ生産 農業林業牧畜業ノ如ク、直ニ使用スル 物品ガ、又ハ精製品ノ材料トナルベキモノヲ、產出スルヲ 云フ、
四、製造 工業	四、製造工業 粗製品ヲ以テ精巧品ヲ造ルヲ云フ、綿ニテ 糸ヲ製スル如シ、
五、運搬 及商業	五、運搬及商業 種々ノ物品ヲ運搬シ、又ハ賣買スルヲ云 フ、
六、勤勞	六、勤勞 精神的勞力ニシテ、醫師辯護士官吏教師等ノ勞 力ヲ云フ、
勞力ノ生 産力ヲ増	勞力ノ生産力ヲ増減スル原因ハ、大別シテ四トナス、勞働ノ

因減スル原	一、勞働 堪能	二、勞働 勤勉	三、人口 多少
-------	------------	------------	------------

堪能勞働ノ勤勉、及人口ノ多少社會制度ノ改善是ナリ、
 一、勞働ノ堪能 勞力ニ堪ユル力如何ヲ指スモノニシテ、
 體力智力熟練等ヲ云フ、生産者ノ體力壯シニシテ、智力充
 分ニ而カモ熟練ナルトキハ、其生産力ノ大ナル言ヲ須キ
 ズ、此ノ如キ生産者ヲ有スル國ハ、富強以テ誇ルニ足ル、其
 故ニ諸國各種ノ法律制度ヲ發シ、勞働者保護ノ方法及勞
 働者養成ノ方法ヲ講ゼザルハナシ、
 二、勞働ノ勤勉 生産者ガ其業ニ勉勵ナルヲ云フモノニ
 シテ、其勉ムルト否トハ、又生産力ニ大關係アルハ論ナシ、
 生産者ノ勤勉ト否トハ、其得ル所ノ報酬、及其身體財産ノ
 安否如何、又ハ生産者ノ德義心ノ如何ニ依リ、決定セラ
 ルモノナリ、
 三、人口ノ多少 勞力ノ生産力ハ、人口ノ數ニヨリテ概算

スルコトヲ得、勞力ヲ供スルモノハ人ナリ、故ニ人口増加スレバ、從テ勞力ノ増加トナリ、勞力ノ生産力ヲ増加スベシ、然リト雖、人口ノ多キガ、常ニ生産力ハ大ナルヲ證スルモノトスルハ、謬リナリ、何トナレバ、生産力ハ勞力ノ効驗ノ大小ニ依テ異ナル、勞力ノ効驗大ナルハ、實ニ國民中ノ壯丁ニアリトス、左レバ、生産力ノ大小ハ、一國ノ壯丁ノ多少、尙、正確ニ曰ハ、生産ニ從事シ得ラル、モノ、數如何ニ由ルモノト云フベシ、故ニ一國ノ人口ノ總數ハ、非常ニ多クトモ、其大部分ガ老者及幼者ニシテ、生産ニ從事セラル、モノナレバ、未ダ以テ其國ハ生産力大ナリト云フ能ハズ、之ヲ以テ人口ノ増加ハ直ニ生産力ノ増加ナリト斷言スルハ、稍ヤ速斷ノ誹ヲ免カレザルモノト云フベシ、

四、社會制度ノ改善 次ニ勞力ノ生産力ヲ増加スル原因

ハ其生産力ヲ供スルモノ、道德・智識等無形ノ進歩ニ由ルコト少ナカラザルガ故ニ社會制度ノ改善ハ又生産力ヲ増サシムベシ、

第二節 資本

資本ノ意義

資本ハ、過去勞力ノ結果ニシテ、未來ノ生産ヲ幫助スルモノヲ云フ、人類ガ勞力ヲ自然ニ加ヘテ生産ヲナスヤ、其結果ハ悉ク直接ニ其欲望ヲ滿タス爲ニ、使用シ盡クスモノニアラズ、其一部ヲ蓄積シテ他日ノ用途ニ備フベシ、而シテ其蓄積セラレタルモノハ、其欲望ヲ滿タス爲メ、消費スルコトモアルベク、又更ニ他ノ生産ヲ爲ス手段トシテ、使用スルコトモアルベシ、而シテ其他日生産ノ手段トシテ蓄積スルモノ、之ヲ資本ト云フナリ、

世人往々資本ト云ヘバ、貨幣ヲ指スモノト解スレド之レ誤
 レリ、貨幣モ本ヨリ資本ノ一種ナレド、經濟學上資本ト云フ
 ハ、苟クモ未來ノ生産ヲ助クル物タル以上ハ、皆之ニ屬ス、例
 ヘバ原料器具機械工場等百般ノ財ノ如シ、
 資本ノ生産ニ必要ナル、殆ンド多辨ヲ要セズ、殊ニ進歩シタ
 ル社會ニ於テ然リ資本ハ之ヲ其形體ヨリ區別スルトキハ、
 無形資本及ビ有形資本ノ二トス、

一、無形資本 專賣權、版權、意匠、商標權、商店ノ得意ノ如キ
 之ニ屬ス、

二、有形資本 之ヲ分ツテ九トナス

- (1) 土地改良ノ結果 疏水堤防等ノ如シ、
- (2) 建築物 倉庫工場鐵道船舶等ノ如シ、
- (3) 機械器具ノ類

- (4) 家畜
- (5) 粗製品
- (6) 助成品 肥料、石炭、水、藥、石油等、生産ヲ助成スル者、
- (7) 勞働者ニ供スル食料
- (8) 商品
- (9) 貨幣

資本ノ區別中重要ナルハ、固定資本及流動資本ノ區別ナリ、
 一、固定資本 財ヲ生産スルニ當リ、漸次減損シ、唯一回ノ
 使用ノミニテ、機能ヲ終ヘザルモノヲ云フ、故ニ毎回ノ使
 用ニ其價值ノ幾部ヲ生産物ノ上ニ移スモノナリ、機械、器
 具、工場、船舶、牛馬等ノ如シ、
 二、流動資本 財ヲ生産スルニ當リ、一回ノ使用ノミニテ、
 機能ヲ終ヘルモノヲ云フ、石油、石炭、食物等ノ如シ、

固定資本
流動資本
ト
衡本

固定資本流動資本ノ區別ハ、資本使用ノ目的如何ニ由リ、絶對ノ區別ト云フコト能ハズ、例ヘバ農夫ガ耕作用ニ供スル牛馬ハ固定資本ナリト雖、屠殺シテ食用ニ供ス可キ牛馬ハ流動資本ナリ、又社會上ヨリ見レバ、貨幣ハ固定資本ナルガ、一個人ヨリ見レバ、流動資本ナリ、
固定資本ト流動資本トハ、相待ツテ效用ヲナスモノニシテ、二者ノ平均ヲ保ツコト最モ肝要ナリ、
固定資本ハ生産上肝要ナルモノニシテ、之レガ増加アリテ始メテ社會ノ利益増進サレ、國家ノ生産額増加スルコトヲ得ベシ、之ニ反シテ、若シ固定資本減少セバ、生産萎靡シ、社會國家衰弱ス、併シナガラ、徒ラニ固定資本ノミ増加シテ、事業ノ經營ニ必要ナル、流動資本缺乏スルトキハ、利率騰貴シ、物價ハ下落シ、事業ヲ營ム者ヲ減ジ、不景氣ヲ來スベシ、之ニ反

シテ流動資本ノミ増加スルトキハ、利率低落シ、物價騰貴シ、事業大ニ活潑ナリト雖、賃金ノ騰貴ハ、必シモ物價ニ伴フモノニアラザレバ、勞働者困難ニ陥リ、又事業ヲ營ムモノハ、目前ノ利益ニ眩惑シ、猥リニ事業ヲ起シ、遂ニハ信用ヲ失ヒ、生産ノ萎靡ヲ來スベシ、故ニ二者ノ平衡ヲ得セシメ、相倚リ相輔ケテ、社會ノ進歩ヲ謀ルコトヲ勉ムベキナリ、
資本ハ、過去勞力ノ結果ニシテ、未來ノ生産ヲ助クルモノナル故ニ、勞力ノ結果ハ之ヲ貯蓄スルニアラザレバ、資本ノ用ヲナサザルナリ、
貯蓄ノ何タルヤニ付キテハ、後ニ説明スベシ、

第三章 生産ノ組織及方法

經濟ノ進歩未ダ幼稚ナル時代ニアリテハ、吾人が財ヲ求ム

今日ノ市
場ハ世界
ヲ相手ト
ナスルモ
ナリ

ル範圍、極メテ狹隘ニシテ、且其間何等ノ秩序ナク、只時々ノ必要ニ應ジ僅ニ一家族、一都府、一町、一村ニ限ラレタルガ故ニ、生産モ亦從テ其組織方法單純ナリ、即チ生産者ハ、僅ニ不完全ナル器具ヲ以テ生産ニ從事シ、其販路モ亦狹隘ニシテ隣保ノ需要ニ應ゼシノミ、然ルニ交通制度ノ發達、及社會ノ進歩ニ伴ヒ、人類ノ欲望ハ益々複雑トナリ、最早此ノ如キ狹隘ナル範圍ニ満足スルコト能ハズ、其欲スル財ハ、距離ノ遠近ヲ問ハズ、之ヲ購入スルニ至リ、從テ生産者モ、僅ニ顧客ノ注文ニ應ジテ、生産チナスガ如キ迂チナサズ、豫メ其生産物ノ需要ヲ見テ、生産シ以テ之ヲ市場ニ出ス、是ニ於テ、生産ノ組織及方法一變シ、市場モ亦甚シク擴張セラル、ニ至リ、生産ト消費トノ間ニハ、多クノ距離ト時日ヲ要スルコト、ナレリ、

生産ニ從事スルモノハ、成ル可ク其勞費ヲ節約シテ、夥多ノ効果ヲ收メント欲スベシ、而シテ其目的ヲ達スルニハ、生産要素ノ利用ヲ巧ミニセザルベカラズ、是ニ於テカ、學術技藝ヲ應用シテ機械ヲ製造シ、以テ人力ノ足ラザルヲ補ヒ、分業ノ方法ヲ用ヒテ各人ノ長所ヲ利用シ、企業ノ自由ヲ認メテ其隆盛ヲ謀リ、遂ニ今日ノ如キ進歩ヲ見ルニ至レリ、以下節ヲ分ツテ、生産ノ發達ヲ促ス諸條件ヲ說述シ、以テ現今ノ生産組織及其方法ヲ明ニスベシ、

第一節 企業

企業ノ意

企業トハ、人ガ生産ノ目的ヲ以テ、自己ノ計算及危險ニ於テ爲ス、各種生産要素ノ結合ヲ云フ、而シテ之ニ從事スル人ヲ企業家ト云フ、

企業ノ利益

企業ノ經濟上ニ及ボス、効用ヲ列舉スレバ左ノ如シ、

一、企業ハ、其企業家ニシテ、同時ニ勞働者ナルトキハ、自己ノ負擔ニ歸スベキ危險ノ爲メ、勉強耐忍ヲ獎勵シ、用意周到ナラシム、又企業家ハ、專ラ企業ニノミ從事スルトキハ、其業務ニ通曉シ、生産物ノ完全ヲ期スルコトヲ得、

二、企業ハ、國民ノ需要ヲ豫想シ、多量ノ必要品ヲ市場ニ供給ス、

三、企業ハ、財ノ生産費ヲ輕減ス可シ、企業者ハ絶エズ勞働原料ヲ購求シ、且ツ勞働者ヲ雇入ル、ヲ以テ、其價格及賃銀ヲ低減セシム、

四、企業ハ資本ト勞力トヲ結合シ、以テ生産要素ノ利用ヲ獎勵ス、

企業ノ種類

企業ハ、其規模ヲ標準トセバ、大企業及小企業ノ二ニ分ツチ

一、大企業

得ベシ、

一、大企業 企業家ガ單ニ指揮監督ニ從事スルカ、又ハ指揮監督ヲ雇人ニ一任シ、唯ダ一般事務ヲ綜理スルニ過ギズシテ多數ノ雇人ヲ使役スルヲ云フ、

二、小企業

二、小企業 企業家ガ同時ニ勞働者ヲ兼ヌルカ、或ハ時トシテ多少ノ助手ヲ使役スルヲ云フ、而シテ主人ト助手トハ、社會上ノ地位殆ンド同等ニシテ、同一ノ場所ニ於テ、同一ノ道具ヲ以テ働作スルモノナリ、

企業ニ從事スル人ヲ標準トシテ分ツトキハ、個人的企業ト會社の企業トノ二トナル、

一、個人的企業

一、個人的企業 企業家ガ一人ニシテ、一切ノ法律上經濟上ノ責任ヲ負ヒ、生産ニ從事スルヲ云フ、

二、會社の企業

二、會社の企業 二人以上ノ人、合同シテ資本及勞力ヲ結合

シ、法律上經濟上ノ責任ヲ負ヒ、生産ニ從事スルヲ云フ、
會社の企業ヲ分ツテ左ノ四種トス、

合名會社

一、合名會社 會社財産ヲ以テ、債務ヲ辨濟スルニ不足ナルトキハ、社員全體ガ各自ノ全財産ヲ舉ゲテ之ヲ辨償スル責任ヲ負フモノヲ云フ、此責任ヲ無限責任ト云フ、

合資會社

二、合資會社 無限責任社員ト、唯ダ其會社組織ノ際、資本トシテ供シタルモノ、外ハ、一切責任ヲ負ハザル、有限責任社員トナ以テ、組織スルモノヲ云フ、

株式會社

三、株式會社 多數ノ株主ガ、一定ノ金額即チ株金ヲ認出シ、以テ會社事業ニ加入スル組織ノ會社ナリ、各株主ハ株金額ヲ限トシテ、有限責任ヲ負フモノトス、

株式合資會社

四、株式合資會社 無限責任社員ト株主トヨリ、組織スルモノヲ云フ、

第二節 分業

分業ノ意

分業トハ、各人勞力ヲナスニ當リ、各々其分擔ヲ定メテ、生産ニ從事スルヲ云フ、例ヘバ卷烟草ヲ造ルニ、烟草ノ葉ヲ刻ムモノト、紙ヲ適宜ノ大サニ切ルモノト、紙ヲ以テ烟草ヲ卷クモノトノ如シ、

分業ト協力

分業ハ又協力ヲ意味ス、何トナレバ、各自其職ヲ異ニスルモ、最後ニ之ヲ連絡綜合スルコトナケレバ、毫モ生産ノ實ヲ上グルコト能ハズ、前述ノ烟草ヲ刻ムモノト、紙ヲ切ルモノトアリテモ、最後ニ之ヲ卷クモノナケレバ、卷烟草ノ生産ハ出來ザルナリ、

分業ノ利益

分業ノ生産ニ及ボス利益ヲ上グレバ左ノ如シ
一、各個人ノ長所ヲ利用シ得ルコト、

分業ノ害

- 二、時間ヲ省減シ勞力ヲ節約スルコト、
 - 三、仕事ノ熟練ヲ増スコト、
 - 四、同一ノ業務ヲ常ニ反覆スル故、自ラ改良發明ノ傾向ヲ生ゼシムルコト、
 - 五、資本ヲ節用シ得ルコト、
 - 六、職業ヲ増加セシムル傾向アルコト、
- 以上分業ノ生産上ニ及ボス効驗ヲ列記セシガ、長所ノアル所又自ラ短所アリ、左ニ其害ヲ上グベシ、
- 一、業務終始同一ニシテ變化ナキ故、勞働者ノ身體及精神ヲ害シ疾病ヲ生ジ易キコト、吾國ガ近頃工場法ヲ設定セントスルガ如キ是レガ爲ナリ、
 - 二、業務一方ニ偏スル故、其職業ニ依頼スルコト甚シク從テ雇主ニ依頼スルコト大トナリ、獨立ノ精神ヲ失ヒ、解雇

機械ノ意義

機械ト器具

第三節 機械

サレシトキ大ニ困難ヲ來スコト、

三、婦女小兒ヲ驅テ勞働ニ從事セシメ、家政ヲ紊亂シ、教育ヲ蔑視スルノ傾アリ、

四大製造場ニ於ケル分業ハ、一地方ニ多數ノ勞働者ヲ集合スル故、自ラ風俗衛生及秩序ヲ害スル恐アリ、

機械ハ、自然力ノ利用ヨリ成ル完全ナル器具ニシテ、生産ヲ助クルモノナリ、

機械ト器具トハ、其區別甚ダ困難ナルガ、其主タル別ハ、器具ハ唯ダ人種ノ四肢ヲ裝ヒ、又其補助ヲナスニ過ギズシテ、其動力ハ専ラ人力ニアリ、之ニ反シテ、機械ハ其支揮監督ニハ人力ヲ要スルモ、其動力ハ自然力ニ由ルモノトス、

機械ノ種

機械ヲ大別シテ、勢力的機械及勢力的機械ノ二トス、
一、勢力的機械トハ、勢力ヲ發シテ、勢力ニ代ハルモノヲ云フ、
蒸氣機關及電氣發動機ノ如シ、
二、勢力的機械トハ、勞力者ノ熟練ニ代ハルモノニシテ、紡績
機械、織物機械ノ如シ、

機械ノ利益

機械ハ、其用廣クシテ利益亦從テ大ナリ、其大要ヲ上グレバ
左ノ如シ、

- 一、機械ノ働ハ均一ナリ、人ノ手ニ成リタル製作物ハ、不同
アルヲ免カレズト雖、機械ニ由レル製作物ハ此缺點ナシ、
- 二、機械ハ、間斷ナク之ヲ活動セシムルコトヲ得、
- 三、機械ハ、勞力ヲ節約スルコト大ナリ、
- 四、機械ハ、人力ノ爲シ能ハザル事ヲ爲シ得、
- 五、機械ハ、生産額ヲ多クシ、從テ物價ヲ低廉ナラシム、

機械ノ害

機械ノ經濟上ニ及ボス利益ハ右ノ如キモ、其害モ亦甚シ、

- 一、手工業者ヲシテ其職ヲ失ハシム、
- 二、手工ニ代ハル可キ機械ノ利用ハ、勞力者ノ熟練ヲ無用
ニ歸セシム、
- 三、機械ハ、往々過度ノ勞務ニ服セシメ、衛生上有害ナリ、
- 四、機械工場ノ勞役ハ、家族團樂ノ生活ヲ失ハシム、
- 五、機械ノ利用ハ、賃金ヲ低廉ニシ、貧民ヲ増加ス、
- 六、機械ハ、往々生産過剩ノ弊害ヲ生ゼシム、

自由競争ノ意義

第四節 自由競争

自由競争トハ、經濟社會ニ存在スル各個人各團體ガ、自己ノ
利益ヲ謀ランガ爲ニ、互ニ其技量ヲ戰ハスヲ云ヒ、全ク市場
ノ自由ヲ認メ、賣買ハ一ニ取引者間ノ競争ニ放任シ、毫モ制

自由競争
ノ利益

自由競争
ノ害

限スルコトナシ、而シテ各人ハ他人ヲ排シテ、其利益ヲ占メ
ント欲スルガ故ニ、茲ニ競争ヲ見ルナリ、

自由競争ノ生産ニ效驗アルコト舉テ數フル能ハズ、

一、各人其嗜好ニ應ジ、其最モ自己ニ適當ナル事業ニ從事
スルコトヲ得ル故、生産上大ニ効驗アリ、

二、各人相競フテ、生産物ノ精巧ヲ期圖スル故、自ラ發明改
良ヲ援クルノ効アリ、

三、勤勉忍耐ノ氣風ヲ養成スルコト、

四、物價低廉ヲ引起スコト、

五、資本及勞力ノ結合ヲ謀ルコト、

六、市場ノ範圍ヲ擴張スルコト、

然レドモ、競争極端ニ行ハル、トキハ、又種々ノ弊害ヲ生ズ
ルニ至ルハ自然ノ數ナリ、

如何ナル
事業ハナ
ルニ適ス
ヤ

一、大企業ノ勢力ヲ増大シ小企業ヲ壓倒シ、徒ラニ勞働者
ノ階級ヲ増加シ、社會上貧富ノ懸隔ヲ大ナラシム、
二、企業家ハ其利益ニノミ着目シ、勞働者ノ福祉ヲ犠牲ト
シ、爲ニ同盟罷工ノ如キ結果ヲ惹起スルニ至ル
三、過多ノ生産ヲナシテ、經濟社會ヲ攪亂スルコト、
職業ノ性質上、人民ノ自由競争ニ一任スルコト能ハザルモ
ノナキニアラズ、例ヘバ郵便、電信、電話、鐵道及貨幣鑄造ノ如
キ、本來ノ性質上獨占的ノモノニシテ、之ヲ自由競争ニ任カ
ストキハ、爲メニ甚シク經濟社會ヲ紊亂スルノ恐アリ、是ヲ
以テ、諸國ハ皆之ヲ政府ノ業トナシ、自由競争ニ委セズ、

第三編 財ノ交換

第一章 交換ノ概念

交換ト分業

財ノ生産ノ終局ノ目的ハ、之ヲ使用シ消費シテ、以テ人類ノ欲望ヲ満足スルニ在リ、而シテ現今文明ノ經濟社會ニ於テハ、生産ヨリ直ニ消費ニ移ラズシテ、其間ニ特別ナル經濟上ノ現象アリ、之ヲ交換ト云フ、彼ノ商業ハ實ニ此一種ナリ、交換トハ、自己ニ必要ナキモノ、若クハ必要少ナキモノヲ他人ニ與ヘ、其報酬トシテ他人ヨリ自己ニ必要アルモノ、若クハ必要多キモノヲ得ルヲ云フ、

交換ト分業トハ、相離ルベカラザル關係ヲ有ス、人各々其需要スル財ヲ生産シ、之ヲ消費シ、毫モ他人ノ爲メニ生産スルコトナケレバ、之レ分業ナキモノニシテ、交換ノ途未ダ開ケ

類交換ノ種

直接交換
間接交換國內交換
國外交換

ザルナリ、然ルニ人々其從事スルコトヲ異ニシ、互ニ其生産セル財ヲ換ヘテ、以テ其欲望ヲ充タスニ至リ、始メテ交換生ズルナリ、故ニ交換ハ分業ニ由リテ生ズルモノニシテ、分業モ亦交換ノ爲メニ發達スルコトヲ得ルモノトス、

交換ニ大略二種ノ別アリ、

一、交換ノ方法ヲ以テ標準トスレバ、直接交換及間接交換トス、

直接交換トハ、物ト物トヲ以テ互ニ交換スルヲ云フ、二、物々交換ト云フ、間接交換トハ、人々ノ認ムル價格ノ標準ノ媒介ニ由リ交換スルヲ云フ、一ニ貨幣交換ト云フ、

二、地域ヲ標準トスルトキハ、國內交換及國外交換トス、國內交換トハ、一國內ニ於ケル物品ノ交換ヲ云ヒ、國外交換トハ、國ト國トノ間ニ於ケル物品ノ交換ヲ云フ、前者ヲ

内國貿易ト云ヒ、後者ヲ外國貿易ト云フ、

第二章 物價

物價ノ意

一、需要
供給ニ由
ル物價ノ
高低
需要
供給

物價トハ、財ト貨幣トノ交換比例ナリ、詳言スレバ、貨幣ヲ以テ言表ハシタル價格ナリ、之ヲ市價ト云フ、左レバ物價ノ高低ヲ生ズルハ、一方ニハ財ヨリ起リ、又一方ニハ貨幣ヨリ來ルモノナリ、一二ノ物價ガ高低スルハ、貨物ノ需要供給ノ關係ニ由ルモノニシテ、一般ニ物價ノ高低スルハ、貨幣ニ起因スルモノトス、先ヅ需要供給ニ由ル物價ノ高低ヲ説キ、次ニ貨幣ニ本ヅク高低ヲ説カン、

第一、需要供給ニ由ル物價ノ高低、

需要トハ、財ヲ得ント欲スル願意ト、之ヲ購フニ足ルベキ力トナ併セ稱スルモノナリ、供給トハ交換ノ目的ヲ以テ、市場

ニ持チ出ダサレタル財ノ分量ヲ云フ、例ヘバ茲ニ米百石アリ、而シテ之ヲ得ント欲スル願意ハ、貧者モ富者モ共ニ異ナル所ナシト雖、貧者ハ之ヲ購フニ足ル資力ヲ有セザル故、只ダ希望タルニ止マリ、未ダ需要ト云フコト能ハズ、之ニ反シテ、米百石ヲ所有スルノミニテ、之ヲ市場ニ出シ販賣スルノ意思ヲ表ハサザレバ、未ダ供給ト云フ能ハズ、

需要増加シテ、供給之ニ伴フテ増加セザルトキハ、物價ハ騰貴シ、需要減少シテ、供給之ニ伴フテ減少セザルトキハ、物價ハ下落スベシ、又供給増加シテ、需要之ニ伴ハザレバ物價下落シ、供給減少シテ、需要之ニ伴ハザレバ物價騰貴ス、

需要ト供給トハ、互ニ相増減シ、以テ物價ノ高低ヲ生ズルモノナレバ、遂ニハ平準ヲ得ルモノナリ、乍併其平準點ハ貨物ニ由リテ同ジカラザルモノトス、

正常價

(1) 生産費ヲ増加スレバ、隨意ニ其供給ヲ増加シ得ルモノ、生産費ノ増加ニ比例シテ、其生産額ヲ増加シ得ル貨物、即チ工業品ノ如キニアリテハ、若シ其貨物ノ價騰貴スルトキハ、從來他ノ事業ニ使用サレシ資本及勞力ハ、相爭フテ、該工業ニ集中スル故、直ニ供給ヲ増加シ從テ物價ヲ下落セシム、而シテ若シ甚シク其供給ヲ増加セシ爲メニ、物價ノ下落甚シク、僅ニ生産費ヲ償フニ足ルガ如キ有様トナレバ、何人モ其貨物ヲ生産スルコトヲ欲セズ、資本及勞力ハ去ツテ他ノ業ニ就クベシ、是ニ於テ又供給ヲ減ジ、物價ハ騰貴ニ傾クベシ、故ニ物價ハ一上一下變動極マリナキモノナルガ、概シテ一ノ平準點ヲ上下スルニ止マル、平準點トハ、生産費ト普通企業利益トノ和ヲ指ス、經濟學上、之ヲ正常價ト云フ、

(2) 供給ヲ増加スルニハ割合ニ多クノ生産費ヲ要スルモノ、此種ノ貨物中著シキモノハ農產物ニシテ、若シ人口増加等ノ爲メニ需要増加スルトキハ、勢ヒ地力ノ劣リタル土地ニ由リテ、之レガ供給ヲ仰ガザルベカラズ、從テ生産費ヲ多ク費ヤサザルヲ得ズ、而シテ其地力ノ劣リタル土地ヲ耕ヤス人モ、亦生産費以外ニ相當ナル利益ヲ得ザルベカラザルヲ以テ、自然物價ヲ騰貴セシムルモノトス、從テ此種ノ貨物ノ價ハ、最劣等ナル條件ノ下ニアル人ノ生産費ト、普通ノ利益トノ和ニ由リテ定マルモノニシテ、需要増加ト共ニ、常ニ物價ハ騰貴スル傾向アルモノト知ルベシ、

(3) 供給ニ限リアルモノ、例ヘバ古畫名工ノ製作品ノ如ク、全ク供給ヲ増加シ能ハザルモノハ、一ニ需要ニ由リテ

二、貨幣
ニ由ル物
價ノ高低

其物價ヲ定ムルモノナリ、此種ノ物價ハ、需要者ノ財力ノ如何ニ由ルモノトス、

第二、貨幣ニ由ル物價ノ高低、

貨幣ガ、物價ニ影響ヲ及ボスハ、交換ノ媒介トシテ、市場ニ流通スルモノナラザルベカラズ、金銀貨幣ハ本ヨリ紙幣ヲモ含ム、之ヲ通貨ト稱ス、通貨ト貨物トノ關係ニテ物價ヲ増減スルハ、通貨ノ多少及通貨ノ價格ノ増減之ナリ、

(1) 通貨ノ多少 通貨ト一般物價トノ關係ハ、又需要供給ノ原理ニ由リテ支配セラル、通貨多ケレバ一般ニ物價ハ騰貴シ、通貨少ナケレバ物價ハ下落ス、之レ觀易キ理ナリ、
(2) 通貨ノ價格ノ増減 貨幣ハ交換ノ媒介ニシテ、價格ノ尺度ナリ、故ニ貨幣ノ價格ガ増減スレバ、物價モ亦高低スルハ明カナリ、例ヘバ我國ノ貨幣制度ノ改革ト共ニ、從來

一圓金貨ニ含ミシ純分ヲ半減シテ、矢張り一圓トシテ通用セシメシ故、其貨幣價格高クナリ、從テ物價ノ騰貴ヲ生ジタル如シ、之ニ反シテ若シ純分ヲ増加シテ貨幣價格ヲ減ズレバ、物價ハ從テ下落ス可シ、

第三章 貨幣

第一節 貨幣ノ起源及職分

物物交換
ノ不便

古ハ物ト物トノ交換即チ直接交換、又ハ物々交換ニ由リテ、互ニ其需要ヲ満たセシガ、世ノ進歩スルニ從ヒ、其不便不利甚シク、遂ニ交換ハ貨幣ニ由リテ行ハル、ニ至レリ、今物々交換ノ不利ナル點ヲ舉グレバ左ノ如シ、

一、需要供給ノ容易ニ一致セザルコト、甲ノ與ヘント欲スルモノハ乙ニ得ント欲スルモノト符合シ、同時ニ乙ノ

與ヘント欲スル所ハ、甲ノ得ント欲スル所ト符合セザルベカラズ、然レドモ、此ノ如キコトハ、實際ニ於テ甚ダ稀ナリ、

二、價格ノ標準ヲ缺グコト、凡ソ貨物ノ價格ハ千差萬別ナリ、故ニ之ヲ交換スルニ方リテハ、豫メ其價格ノ比例ヲ定メザルベカラズ、從テ物々交換ニテハ、複雑ナル相場表ヲ必要トス、其煩勞亦甚シト云フベシ、

三、分割シ難キコト、貨物ノ種類ニ由リテハ、分割シ能ハザルモノアリ、例ヘバ牛馬ノ如キ、之ヲ分割スレバ即チ死ス、故ニ今米一石ト牛一頭ト交換セントスルニ、牛一頭ノ價格ハ、米十石ニ相當スルモノナルトキハ、一頭ノ牛ヲ十分セザルベカラザルコト、ナリ、其行ハレ難キコト知ルベキノミ、

物々交換ハ、以上ノ不便アルヲ以テ、之ヲ避クル方法ナカルベカラズ、即チ若シ相互ニ其貨物ヲ需要スルモノヲ知リ、又ハ之ヲ知ルモ、實際交換スルコト能ハザルトキハ、各人ノ欲スル第三ノ財ヲ選ビ、此財ヲ以テ其需要スルモノト交換スベシ、第三ノ財ヲ受取リタルモノハ、他日之ヲ以テ又其需要スル財ト交換スルヲ得ベシ、又其第三ノ財ニシテ、若シ一定ノ價格ヲ有スルトキハ、之ヲ以テ交換スル貨物ノ價格ヲ測ルヲ得ベク、若シ其需要スル財ニシテ、小分スルコト能ハザルモノナルトキハ、右ノ第三ノ財數個ヲ與ヘテ之ヲ得レバ可ナリ、故ニ交換者ノ間ニ於テ、汎ク認メテ必要トスルモノニシテ、爲メニ交換ノ媒介、價格ノ標準、及價格ノ蓄積トナルモノアレバ、物々交換ノ不便ヲ避クルノミナラズ、交換ヲ敏活ニシ、文化ヲ發達スルヲ得ルナリ、此第三ノ財ハ即チ所謂

貨幣ノ職分

貨幣ナリ、故ニ貨幣ハ左ノ職分ヲ有スルモノナリ、

貨幣ノ要件

一、交換ノ媒介ヲナスコト、
二、價格ノ標準ヲナスコト
三、價格ノ蓄積ヲナスコト
貨幣ハ前ニ舉ゲタル職分ヲ盡クスベキモノナレバ、成ル可ク次ニ列舉スル性質ヲ具有スルコトヲ要ス、

- 一、價格ヲ有スルコト
- 二、携帶及運搬ニ便ナルコト
- 三、腐敗毀損ノ虞ナキコト
- 四、品質ノ一樣ナルコト
- 五、分割シ得ベキコト
- 六、價格ノ變動少ナキコト
- 七、認識シ易キコト

八、鑄造ニ適スルコト

九、耐久性並ニ不滅性ニ富ムコト

以上ノ性質ヲ比較的多ク有スルモノハ、即チ金屬ニシテ、殊ニ金銀ヲ以テ然リトス、之レ各國ニ於テ、金銀ヲ貨幣トシ鑄造スル所以ナリ、

第二節 貨幣ニ關スル國家ノ職分

貨幣ニ必要ナル、信用ヲ鞏固ナラシメ、圓滑ニ流通セシムルニハ國家ノ證明ヲ必要トス、國家ノ貨幣ニ關スル職務ヲ概論スレバ左ノ如シ、

一、本位

一、本位ヲ定メザルベカラズ、貨幣ノ本位トハ、貨幣トシテ、無制限ノ數量ニ於テ通用スルコトヲ得ル力ヲ云フ、而シテ本位貨幣トハ、其交換ノ價格ガ、直接其含有スル所ノ金屬ノ價格ヲ代表シ得ル貨幣ヲ云フ、而シテ國家ガ金又

單本位	複本位	本位貨幣 補助貨幣
ハ銀ヲ以テ、本位貨幣トナシタル場合ヲ、金單本位又ハ銀單本位ト云ヒ、金銀共ニ本位貨幣トシテ、通用セシムル場合ヲ複本位ト云フ、單本位ヲ可トスルカ、複本位ヲ可トスルカ、古來大ニ學者ノ論爭スル所ナルガ、今日ハ實際上又ハ學理上、單本位殊ニ金單本位說勢力ヲ得テ、文明諸國ニ多ク之ヲ採用ス、我國モ明治三十年貨制ヲ改革シテ金單本位ヲ採用シタリ、 本位貨幣ハ、高貴ナル金屬ヲ以テ造リ、日常小取引ニハ不便多シ、故ニ玆ニ補助貨幣ノ必要ヲ生ズ、補助貨幣トハ、其交換價格ガ、其含有ノ金屬價格ヲ代表セズ、一定ノ制限内ニ於テ、強制適用ノ効力ヲ有スル貨幣ヲ謂フ、即チ補助貨幣ガ或數量ヲ超ユル時ハ、之ヲ受取ル事ヲ拒ミ得ルモノナリ、我國ノ銀貨、白銅貨及青銅貨ハ補助貨ナリ、我現行貨		

本邦貨幣制度

二、單位	三、鑄造
幣制度ニテハ、金貨ハ本位貨ニシテ、貳拾圓、拾圓、五圓ノ三種アリ、勿論支拂ノ金額ニ制限ナシ、銀貨ハ補助貨ニシテ、五拾錢、貳拾錢、拾錢ノ三種トシ、支拂金額ハ拾圓ヲ限度トス、白銅貨ハ五錢、青銅貨ハ壹錢、五厘ノ二種アリ、共ニ支拂額ハ一圓ヲ限度トス、 二、單位ヲ定メザルベカラズ、貨幣ノ單位トハ、一定ノ重量ト、一定ノ品質ヲ有スル金屬ヲ價格ノ標準トシ、之ヲ以テ、計算ノ基本トナシタルモノヲ云フ、單位ノ大小ハ大ニ經濟上ニ關係アルヲ以テ、一國ノ生計ノ程度ニ應ジテ、大小宜シキヲ得ルヲ要ス、單位大ニ失セシカ人民奢侈ニ流レ、小ニ失セシカ計算ニ不便ナリ、我國ノ幣制ニテハ、一圓ヲ單位トシ、純金二分ヲ以テ之ニ充ツ、 三、本位貨幣ノ鑄造ヲ自由ニセザルベカラズ、	

自由鑄造

額面價格
ト眞價格

國家ハ、貨幣鑄造ノ獨占權アリト雖、若シ人民ニシテ、地金ヲ携ヘ來リ、鑄造ヲ乞フトキハ、之ヲ許可セザルベカラズ、之レ貨幣ノ需要ニ應ズルヲ得ル一ノ便法ナリ、我國ニテハ貨幣鑄造發行ノ權ハ、之ヲ國家ノ專有トナシ、人民ノ請求ニ應ジテ、金貨ヲ鑄造スルニ無手数料即造幣料ヲ取ラザル自由鑄造ノ制ナリ、而シテ磨損並ニ貨幣整理上ノ損失ハ國家之ヲ負擔スルコト、ナレリ

貨幣ノ額面價格ハ、常ニ其含有スル純分ノ眞價格ヨリ、造幣料ノ價格丈ケ高キモトス、補助貨ニアリテハ、額面價格ハ眞價格ヨリ甚シク高キモノニシテ、其故ハ補助貨ハ只ダ本位貨ヲ助ケテ、取引ヲ圓滑ナラシムルヲ目的トスル故、眞價格ト額面價格トノ如何ヲ省ミルニ足ラザレバナリ、之ヲ以テ國家ハ、時トシテ補助貨ヲ濫發シ、以テ其差

第三節 グレシアンノ法則

グレシアン
ムノ法則

額ヲ利セント欲セシ例少ナカラズ、之レ最モ注意ヲ要スル所ニシテ、補助貨ノ供給増加センカ、物價ノ騰貴ヲ來タシ、加之人々之ヲ受取ルコトヲ欲セザルニ至ル、之ニ反シテ補助貨ノ供給減少スルトキハ、小賣取引ニ滯滞ヲ來タスベシ、故ニ國家ハ補助貨ノ鑄造ニ付イテハ、大ニ留意スベキモノトス、況ンヤ個人ノ依頼ニ應ジテ、自由鑄造ヲナスガ如キコトハ、斷ジテ許スベカラザルナリ

グレシアン法則トハ惡貨幣ハ良貨幣ヲ驅逐スルコトヲ云フ故ニ若シ市場ニ於テ良惡二貨幣存在スルトセバ良貨幣ハ或ハ潰鑄セラル、カ貯蓄セラル、カ又ハ外國ニ流出セラレ市場ハ惡貨幣ノミ流通セラル、モノナリ、

第四章 信用

第一節 信用ノ意義及種類利害

信用ノ意義

信用トハ、他人ガ未來ニ其債務ヲ果ス能力アル可シトノ信認ヲ云フ、而シテ信認ハ左ノ三條件ヨリ成ル、

信認ノ條件

- 一、被信用者ガ其義務ヲ盡ス能力ヲ有スルコト、
- 二、被信用者ガ其義務ヲ盡ス意思アルコト、
- 三、被信用者ガ若シ其義務ヲ盡サザルトキハ、法律ノ力ニ由リテ、之ヲ強制シ得ルコト、

信用ハ、當事者ノ人格、又ハ取引ノ期間等ヲ標準トシテ、區別スルコトヲ得レド、經濟上最モ重要ナル區別ハ、擔保ノ有無ニ由ル、對物信用及對人信用ノ二トナス、

對物信用

- 一、對物信用 質、抵當等ノ擔保ヲ供スルニ由リ、始メテ行

對人信用

ハルル信用ニシテ、若シ債務者即チ被信用者ガ其義務ヲ果タサザルトキハ、債權者即チ信用者ハ其質物又ハ抵當品ヲ處分シテ、其損失ヲ免カルコトヲ得ルナリ、

二、對人信用 債權者ガ、債務者ノ智識、德望等、其人物ヲ信認シテ生ズル信用ナリ、故ニ對人信用ハ擔保ヲ必要トセズ、其人ノミニ信用ヲ置クモノナル故、信用ノ本質ニ叶フモノト云フベシ、

經濟社會進歩セズ、信用未ダ充分發達セザル時代ニハ、對物信用獨リ行ハレテ、對人信用ハ行ハレズ、從テ貧者ハ、信用ノ利益ヲ得ルコト能ハズシテ、獨リ富者ノミ、其利益ヲ受クルモノト知ルベシ、

信用ノ利益

信用ノ經濟上ニ及ボス利益ヲ上グレバ左ノ如シ
一、信用ハ、徒ラニ貯藏サレ居ル財産ヲ變ジテ、有用ナル資

本トナシ、以テ生産ヲ助ク、

二、信用ハ、貯蓄ヲ獎勵ス、即チ信用ハ、死資本ヲシテ生資本
タテシメ、小資本ヲ合セテ大資本トナスガ故ニ、人々ナシ
テ貯蓄ヲナサシム、

三、信用ハ、交換ヲ敏活ナラシム、即チ小額ノ資本ヲ以テ、巨
額ノ取引ヲナスヲ得セシメ、又多額ノ支拂、若クハ遠方ノ
人ニ爲ス可キ支拂ニ、手形小切手等ノ如キ、金銀貨幣ニ比
シ便利ニシテ、且ツ危険少ナキモノヲ用キ、時間ト勞力ト
ヲ節セシム、

四、信用ハ、金銀貨ノ代用ヲナスヲ以テ、一方ニハ金銀貨幣
ノ磨損ヲ防ギ、他方ニハ之ヲシテ有益ナル事業ニ使用ス
ルヲ得セシム、

五、信用ハ、個人相互ノ關係ヲ結合シ、經濟上ノ交通アル者

ノ利害ヲ同フセシメ、一致團結ノ美風ヲ養成シ、社會的關
係ヲシテ圓滑ナラシム、

六、信用ハ、世人ノ道義ヲ高メ、且ツ勤勉ヲ獎勵ス、

信用行ハル、トキハ、無資産者ト雖、正直ナル人ハ、相當ノ
資本ヲ得、獨立ノ地歩ヲ占ムルヲ得ルガ故ニ、人々ナシテ
信認ヲ受クルニ足ルモノト爲ラント欲スル念慮ヲ起サ
シメ、以テ社會全體ノ知識道德ヲシテ進歩セシム、

如此信用ノ利益ハ大ナリト雖、之ニ伴フ弊害亦少カラズ、其
重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ、

信用ノ弊
害

一、信用ハ、浪費ヲ助クルノ弊アリ、

貸借容易ニ行ハレ難キ時ハ、粗衣粗食ニ甘ンズル者モ、信
用ニ由リテ、容易ニ金錢ノ融通ヲ得ルトキハ、恰モ袖手シ
テ財寶ヲ得タルノ感ヲ生ジ、浪費ノ風ヲ生ズ、

二、信用ハ、投機ヲ獎勵スルノ弊アリ、
信用容易ニ行ハル、トキハ、所謂山師連ヲシテ、身分不相
應ナル事業ヲ起サシメ、一攫千金ノ利ヲ得ントスル投機
心ヲ盛シナラシメ、延テ他ノ良民ヲモ害スルニ至ル、
三、信用ハ、貧富ノ懸隔ヲ大ニシ社會問題ヲ惹起スノ弊ア
リ、
富者ハ貧者ヨリモ、信用ヲ利用シ得ルコト大ナルヲ以テ、
之ニ依テ諸般ノ事業ヲ經營シ一層大ナル權力ヲ貧者ノ
上ニ行ヒ、從テ貧富ノ懸隔益々大トナリ、社會問題ヲシテ
益々困難ナラシム、
以上ノ弊害ハ、誠ニ恐ルベキモノナリト雖、信用ニハ必ズ伴
フモノナリト云フニアラズ、寧ロ運用者ノ注意如何ニ存ス
ル結果ナレバ、世人ハ大ニ警戒シテ、害ヲ避ケ利ヲ享クルコ

ト、ヲ勉ムベキナリ、

第二節 信用證券

信用證券

信用取引ハ、種々ノ方法ヲ以テ行ハル、或ハ口頭ノ約束アリ
或ハ證書ヲ作り、或ハ帳簿ニ記入シテ行ハル、而シテ此等ノ
證書及帳簿ヲ總稱シテ、信用ノ要具ト云ヒ、其證書ヲ指シテ
信用證券ト云フ、

貨幣的信用證券
非貨幣的信用證券

信用證券ハ、之ヲ大別スレバ貨幣ノ代用ヲナスモノト、然ラ
ザルモノトノ二アリ、今假リニ前者ヲ貨幣的信用證券ト云
ヒ、後者ヲ非貨幣的信用證券ト名ツク、紙幣爲替手形約束手
形、小切手ノ如キハ、殆ンド貨幣ト同様ノ効ヲナスヲ以テ、前
者ニ屬シ、公債證券、借用證券、借家證書、借地證書、倉荷證券、船
荷證券ノ如キハ、唯ダ債權者ノ權利ヲ確實ニスルニ過ギザ

ルヲ以テ、之ヲ非貨幣的信用證券トス、非貨幣的信用證券ハ、經濟上有要ナルモノナリト雖、今茲ニ之ヲ説明スルトキハ、頗ル錯雜トナリ、純正經濟學ノ範圍ヲ超ユルノ恐アルヲ以テ之ヲ省略シ、專ラ貨幣的信用證券ニ付イテ説明スベシ、

第一、爲替手形

爲替手形トハ債權者ガ債務者ニ宛テ、自己又ハ其指圖人若クハ手形所持人ニ、一定ノ金額ヲ支拂フベシト命ズル證券云フ、而シテ此證券ハ、裏書ニ由リテ轉々シ、貨幣ノ代用ヲ爲ス、例ヘバ茲ニ甲乙丙ノ三人アリ、甲ハ乙ヨリ受取ルベキ金額アリ、而シテ丙ニ支拂フベキ金額アル場合ニ、乙ヨリ支拂ヲ受ケテ、更ラニ丙ニ支拂フハ、其煩ニ堪エザルヲ以テ、丙ヲ受取人トシ、乙ヲ支拂人トシ、甲自ラ振出人トナリ、乙ニ

一、爲替手形

宛テテ、丙若クハ其指圖人ニ、若干ノ金額ヲ支拂フベシト命ズル手形ヲ振出スヲ便トス、之レ爲替手形ノ最モ簡略ナル場合ニシテ、其他種々ノ方法アリト雖、今之ヲ省略シ、諸子後日ノ研究ニ任カセン、

要スルニ爲替手形ハ金員ヲ授受スル簡便法ニシテ、特ニ遠隔ノ地ニ送金スル場合ニ、其便益頗ル大ナリ、若シ此法ナシトセンカ、各債權者債務者ハ、現金ヲ送附セザルベカラズシテ、其間危險ノ虞アルノミナラズ、送附ノ途中金員ハ死物ニ歸シ、利子ヲ失フコト、ナルベシ、

第二、約束手形

約束手形トハ、債務者ガ債權者ニ對シテ、或期限ニ債權者又ハ其指圖人、若クハ手形所持人ニ、一定ノ金額ヲ支拂フコトヲ約束スル證券ヲ云フ、而シテ此證券ニアリテモ、裏書ニ由リ

二、約束手形

テ轉々スルモノトス、約束手形ノ爲替手形ト異ナル點ハ、前者ニテハ債權者ガ債務者ニ支拂ヲ命ズル命令書ナルモ、後者即チ約束手形ニテハ、債務者ガ支拂ヲ約束スル證書ナルトニアリ、而シテ其實質及効用ハ、毫モ異ナル所ナシ、

三、小切手

小切手ハ預金者ヨリ銀行ニ向ヒ、自己又ハ其差圖人又ハ持參人ニ對シ、若干ノ額面金額ヲ支拂フベシトノ請求書ナリ、小切手ハ裏書讓渡ヲナスヲ得ルコトハ爲替手形ト同ジク、只其流通ノ期間ノ短カキノミナリ、又爲替手形ニハ定期拂ノモノ多ケレドモ、小切手ハ必ズ一覽拂ノモノタリ、

四、紙幣

金銀貨幣ハ運搬上不便ニシテ、又危險ナキニアラザルヲ以テ、政府ハ直接ニ又ハ間接ニ、銀行ヲシテ貨幣ニ代用スル手

兌換紙幣

形ヲ發行シ流通セシム、之レ即チ紙幣ナリ、勿論裏書ヲ必要トセズシテ他人ニ讓渡シ得ルモノトス、紙幣ニ二種アリ、兌換紙幣及不換紙幣是ナリ、兌換紙幣トハ、其所持人ガ之ヲ發行者ニ呈示スルトキハ、直チニ金銀貨ト交換スルコトヲ得ルモノニシテ、我國ニテ流通スル日本銀行券ノ如キ之ナリ、不換紙幣トハ、法律ヲ以テ人民ニ流通ヲ命ズルモノニシテ、發行者ハ之ヲ金銀ト交換スルノ義務ナキモノヲ云フ、

兌換紙幣ハ、政府自ラ之ヲ發行スルコトアリ、或ハ政府之ヲ監督シテ、私人又ハ銀行ヲシテ發行セシムルコトアリ、我國ニテハ、兌換銀行條例ヲ發布シテ、日本銀行ヲシテ發行セシム、兌換紙幣ハ金銀貨ヲ代表シ、呈示次第之ト交換スベキモノナレバ、金銀貨ヲ準備シ置カザルベカラズ、併シ紙幣發行

不換紙幣

高ト、同額ナル金銀貨ヲ準備シ置クハ、之レ貨幣ヲ死藏スルノ恐アルヲ以テ、我國ニ於テハ、一億二千萬圓迄ハ金銀貨ノ準備ナクシテ發行シ得ルコトヲ定メ其制限以上ニ發行セシニハ一個年五分ヲ下ラザル割合ノ發行稅ヲ納ムベク其割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ムルコト、セリ、兌換紙幣ハ、請求次第金銀貨ト交換スベキモノナルヲ以テ、若シ其發行、高多キニ過グルトキハ通貨膨脹ノ爲メ物價ヲ騰貴シ、經濟界ヲ紊亂スベシ、故ニ當局者ハ最モ謹慎ヲ加フベキモノトス、

不換紙幣ハ、法律ノ力ヲ以テ人民ニ流通ヲ命ジ、發行者ニ兌換ノ義務ナキモノニシテ、專ラ發行者ノ信用ニノミ由ルモノナレバ、往々之ヲ濫發シ、通貨膨脹ヲ來タシ、物價ヲ騰貴シ、投機ヲ獎勵シ、以テ信用制度ヲ破ルコトアリ、然レドモ、不換

一、銀行

第三節 信用ノ機關

信用ノ機關ニハ、銀行アリ、組合アリ、或ハ手形交換所アリ、今順次此等ノ機關ヲ説述スベシ。

第一、銀行

銀行ハ資本ヲ餘裕アル所ニ取りテ不足アル所ニ致シ、以テ資本ノ融通ヲ調理シ、其貸金ヨリ得ル利子ト、其負債ニ對シテ拂フ利子トノ差額ヲ以テ利益トスル營業設備ヲ云フ、

信用ノ經濟社會ニ裨益アルコトハ前述ノ如シ、然レドモ、若シ資本ノ融通ヲ媒介スルモノ存セザルトキハ資本ノ餘裕アルモ、之ヲ其需要者ニ供スルノ便ナク、又節約ヲナシテ貯蓄ヲナシタルモノモ、利殖ノ途ナケレバ徒ラニ之ヲ死藏セザルベカラズ、故ニ銀行ハ、預金ノ作用ニ由リテ、此等餘裕アルモノヨリ資本ヲ集メ、更ラニ貸附割引ノ方法ニ由リテ、之ヲ需要者ニ致シ、以テ資本ノ融通ヲ謀ルモノナリ、銀行ハ又金融ヲ司ドルモノナレバ、之ト取引アル者ハ、其餘財ヲ舉ゲテ之ヲ預入レ小切手ノ方法ニ由リテ、其收支ノ計算ヲナサシメ、又ハ手形證券等ノ取扱ヲ依頼シ、又ハ其取引セントスルモノ、信用等ヲ知ルノ便アリ、

銀行ハ其取扱フ事務ニ由リ、之ヲ普通銀行、特別銀行、及兌換券銀行ノ三トナス、

一、普通銀行	二、特別銀行	イ、不動産銀行	ロ、動産銀行	ハ、特種銀行
一、普通銀行 一ニ商業銀行ト云ヒ、短期ノ信用ヲ授受スル機關ニシテ、割引爲替預金貸付ヲナスヲ業トス、 二、特別銀行 特別ノ目的ヲ以テ設立シタルモノニシテ、其司ドル業務モ亦制限アリ、不動産銀行、動産銀行、之ニ屬ス、	(イ) 不動産銀行 土地ヲ抵當トシテ貸付ヲナシ、農業ヲ發達セシムル爲メ設立セラレタルモノヲ云フ、我國ノ日本勸業銀行、及各地ノ農工銀行ノ如キ之ニ屬ス、 (ロ) 動産銀行 株券債券其他各種ノ動産ヲ擔保トシテ貸付ヲナシ、諸工業ノ發達ヲ計ルモノニシテ、日本興業銀行ハ之ニ屬ス、 (ハ) 特種銀行 此外特別ニ或土地ノ金融ヲ計ルヲ目的トスル北海道拓殖銀行、臺灣銀行等アリテ主トシテ其			

三、兌換
銀行

地ノ金融ノ爲メニ設ケラル、モノアリ、
三、兌換券銀行 貸付・割引等ノ普通事務ノ外ニ、金銀貨幣
ニ代用スル兌換券ヲ發行スル特權アルモノニシテ、我國
ノ日本銀行ノ如キ之ナリ、

銀行ノ事
務

一、割引

銀行ノ事務ハ、手形割引・貸付・預金・爲替ノ四トス、
一、手形割引 手形トハ、爲替手形及約束手形ヲ云フモノ
ニシテ、此等ノ手形ハ、支拂者ヨリ期限ニハ支拂ヲ受クベ
キハ、當然ナレド、期限前ニ資金ヲ要スルコトアルトキ、之
ヲ銀行ニ持參シテ割引ヲ乞フトキハ、銀行ハ手形上ノ期
限迄ノ利子ヲ手形金額ヨリ減ジテ資金ヲ融通シ、自ラ其
手形金額ヲ支拂者ヨリ期限ニ受取ルモノトス、
二、貸付 銀行ハ資金ヲ有スル故、之ヲ必要アルモノニ對
シテ、相當ノ利子ヲ定メテ融通スルヲ貸付ト云フ、貸付ニ

二、貸付

三、預金

四、爲替

二、手形
交換所

二アリ、對物信用ニ依ルヲ普通貸付ト云ヒ、對人信用ニ依
ルヲ信用貸付ト云フ、
三、預金 公衆ガ其剩餘金ヲ銀行ニ托シ、利殖ヲ計ル方法
ニシテ、銀行ハ更ラニ高率ナル利子ヲ取リテ、貸付割引ニ
用キ、其差額ヲ利スルナリ、預主ハ、銀行ヲ利用シ金錢ノ支
拂ヲナスニ當ラシメ、自ラ計算ノ煩ヲ避ケ得ル便利アリ、
四、爲替 甲地ノ人、乙地ノ人ニ送金ヲナサントスルトキ、
甲地ノ人ハ其地ノ銀行ニ現金ヲ支拂ヒ、乙地ノ人ヲ受取
人トスル爲替手形ヲ受取リ、之ヲ乙地ノ人ニ送り送金ノ
目的ヲ達スルコトヲ得ル便法ナリ、乙地ノ人ハ其爲替手
形ヲ其地ノ銀行ニ持チ行キ、現金ヲ受取リ得ルナリ、
第二、手形交換所
銀行ニ預金ヲ有スルモノハ、必要アル毎ニ該銀行ニ宛テ小

切手ヲ振出スベシ、而シテ小切手ヲ受取りタル者ハ、其銀行ニ呈示スレバ、貨幣ト交換スルヲ得ルハ勿論ナレドモ、遠隔其他ノ事情ニ由リ、之ニ赴クコト能ハザルコト少ナシトセズ、斯ル場合ニハ、自己ノ取引スル銀行ニ呈示シ、之ヲ寄托ス、寄托セラレタル銀行ハ、之ヲ支拂銀行ニ呈示ス、併シ同地ニ銀行夥多アリテ、其得意間ノ取引複雑トナルニ從ヒ、銀行間ノ貸借關係モ錯綜スルニ至レバ、勢ヒ夥多ノ銀行ハ、或一定ノ場所ニ會シテ、互ニ小切手其他ノ諸手形ヲ交換シ、貸借ヲ決濟ス、之ヲ手形交換所ト云フ、

三、信用組合

銀行ハ多ク對物信用ヲ主トシテ、金融ヲ便スルモノナレバ、自然富者ノ機關トナリ、貧者ハ假令才幹アルモ金融ヲ得ルニ由ナカルベシ、信用組合ハ實ニ此必要ヨリ起リタルモノ

ニテ、細民ハ團結シテ組合ヲ結ビ、各小額ノ資金ヲ醸出シテ、組合ノ資本トナス、組合員中企業其他資本ノ必要アルモノアレバ、組合ハ對人信用ニ由リテ之ニ貸付ケ、以テ組合員ノ才幹技藝ヲ振フヲ得セシムル方法ナリ、

第五章 貿易

貿易

貿易トハ、財ト財トノ交換セララル、有様ヲ云フ、財ガ一タビ生産者ニ由テ生産セラレ、消費者ノ手ニ達スルニハ、必ず其間ニ媒介行爲ヲ要ス、之ヲナスモノハ商人ニシテ、其營業ヲ商業ト云フ、而シテ商業ノ行ハル、有様ヲ指シテ貿易ト云フナリ、貿易ノコトヲ論ズルニハ、外國貿易最も重要ナルヲ以テ、以下外國貿易ノ理法ニ付キ略説スベシ、

外國貿易ハ、必竟貨物ト貨物トノ交換ニシテ、其差額ヲ金銀貨幣ニテ決濟スルモノトス、貨物ノ輸出入平均スレバ、平準ヲ得タリト稱シ、貨物ノ輸出ガ輸入ヨリ多キ時ハ輸出超過ト云ヒ輸入ガ輸出ヨリ多キ時ハ輸入超過ト云フ、外國貿易ニ付イテハ古來二個ノ主義アリ、一ヲ自由貿易主義ト云ヒ、他ヲ保護貿易主義ト云フ、自由貿易主義トハ、自然ノ生産力ト貿易者ノ意思ニ一任シ、政府ハ毫モ之ニ干與セザルヲ云ヒ、保護貿易主義トハ、政府ガ種々ノ事情ヲ參酌シテ貿易ニ干涉シ、一方ニハ外國貨物ニ重稅ヲ課シテ輸入ヲ防ギ、他ノ一方ニハ其國生産力ヲ發達セシメ、外國ニ輸出セシメントスルヲ云フ、前述ノ如ク、各國ハ皆其生産條件ヲ異ニスルヲ以テ、其長所ヲ撰ビテ互ニ生産ニ從事シ、以テ有無相通ズルハ、最モ貿易ノ眞意ニ合シ

居ルガ如キモ、今日宇内ニ國ヲナシ他國ト角逐シテ、以テ其國威ヲ揚ゲント欲スルニハ全ク又自由放任ニ委カスコト能ハザルナキニアラズ、何トナレバ、一國ノ生産物ガ他國ノ生産物ノ爲メ甚シク壓倒セラレ、國力衰退スルガ如キコトアルモ、猶ホ自由貿易主義ニ依ルベキカ、之レ實ニ保護貿易論ノ起ル所以ナリ、故ニ自由貿易主義ハ、國家ノ經濟ノ進歩其極ニ達シ、更ニ政府ノ力ヲ以テ、之ヲ助クル必要ナキ時ニ行ハレ、保護貿易主義ハ、國家ノ經濟未ダ充分進歩セズ、政府ノ力ヲ以テ、之ヲ助成スベキ場合ニ行ハル、モノト知ルベシ、

乍併保護貿易主義ハ、多少貿易ニ伴フ利益ヲ犧牲ニ供スルモノナルヲ以テ、其應用ヲ注意セザルトキハ、徒ラニ人民ニ依願心ヲ起サシメ、敢爲進取ノ氣風ヲ沮害スルノ虞アリ、加

之少數生産者ヲ利シテ、一般人民ニ負擔ヲ重カラシムルノ弊アリ、要スルニ、一國ノ經濟上ノ進步ノ程度、國土ノ地位、産業ノ適否、其他諸外國トノ關係如何ヲ深ク研究シ、能ク利害得失ヲ考究シ、保護スベキハ之ヲ保護シ、放任スベキハ之ヲ放任スベキナリ、一概ニ二主義ノ一ニ決セントスルガ如キハ策ノ得タルモノニアラザルナリ、

第六章 交通

文化未ダ發達セザル時代ニハ、人類ノ經濟的活動ノ範圍ハ極メテ狹隘ニシテ僅カニ隣保ニ限ラレシガ、後チ一町村トナリ、進ンデ社會ノ進步ト共ニ、經濟的活動ノ範圍モ亦大ニ擴張シ、遂ニ一國ヲ通ジ、若クハ全世界ヲモ通ズルニ至レリ、之レ實ニ交通制度ノ發達ニ由ルモノニシテ、其交換ヲ容易

業一、運搬

業二、通信

ナラシムルノ効豈ニ少ナシトセンヤ、サレバ交通ハ交換ヲ容易ナラシムル要具ト云フベキナリ、
交通ヲ分ツテ、運搬業ト通信業トノ二トナス、
一、運搬業 道路、橋梁、鐵道、運河、河川、船舶等、凡テ人類及貨物ノ位置ヲ轉ズルヲ目的トスルモノヲ云フ、
二、通信業 郵便、電信、電話之ニ屬ス、而シテ此等ノ事業ハ之ヲ官有トスルヲ可トス、若シ私人ヲシテ之ヲ營マシメシカ隨意ニ料金ヲ高クシ、利益少ナキ地ニハ之ヲ設クルヲ欲セザルベシ、本ト通信業ハ社會一般ノ利益ヲ目的トスルモノナレバ、收支相償フヲ以テ足レリトシ、全國一般ニ其利ヲ享ケシムルヲ可トス、殊ニ郵便ノ如キハ秘密ヲ保チ速達ヲ旨トスベキ故、國家ヲシテ之ヲ營マシムルヲ可トス、

交通ノ改良ニ伴フ利益

交通ノ改良發達ハ、文明ノ進歩ト相伴フベキモノニシテ、其利益舉ゲテ數フベカラズ、今其著シキモノヲ舉グレバ、左ノ如シ、

一、運搬費ヲ節減ス、交通制度發達スルニ從ヒ、運搬ノ爲メニ要スル費用ノ減少スルハ言ヲ待タズ、從テ生産者ハ汎ク廉價ニ原料ヲ得ルノ利便アルノミナラズ、遠隔ナル土地ニ迄其生産物ヲ販賣シ、以テ利益ヲ收ムルノ便益ヲ有シ、爲ニ各國ノ産業大ニ發達セリ、

二、物價ヲ平均ス、交通制度發達セザリシ時代ニハ、需要供給ノ適合甚ダ不便ニシテ、僅ニ耳目ノ間ニアル地方ニシテ、一ハ物價騰貴シ、一ハ甚シク物價ノ下落セルガ如キコトアリ、蓋シ之ヲ平均セント欲スルモ、交通頗ル困難ニシテ、強テ之ヲナストキハ、收支相償ハザルヲ以テナリ、交

通制度ノ發達アリテ、始メテ隔地間ノ物價ヲ平均スルニ至レリ、

三、物價ヲ低廉ナラシム、生産ニ要スル原料ノ運搬費用廉ニシテ、而カモ其生産シタル貨物ヲ市場ニ輸送スル爲ニ要スル費用少ナキトキハ、物價ノ低廉ヲ來スヤ明カナリ、從テ一般消費者ヲ利スルコト大ナリ、

四、勞力資本ノ移轉ヲ自在ナラシム、勞力及資本ナシテ餘裕アル地ヨリ、缺乏セル地ニ移轉スルコトヲ容易ナラシメ、賃金及利子ノ高低ヲ調和ス、

五、生産事業ノ發達ヲ促ス、交通制度ノ發達ニ依リ、運搬ノ爲ニ要シタル勞力ハ悉ク生産事業ニ用キラル、故ニ生産事業ノ進歩ヲ促スコト少シトセズ、

第四編 財ノ分配

第一章 分配ノ概念

分配ノ意

財ノ分配トハ、生産ニ協力シタル各人間ニ行ハル、生産物ノ分前ヲ云フ、
自然勞力及資本ハ生産ノ要素ニシテ、此等要素ノ結合ニ依リ、初メテ財ノ生産ヲ見ルナリ、若シ一人ガ此等要素ヲ兼有シテ、生産ニ従事スル時ハ、分配ノ問題ヲ生ゼザレド、此ノ如キハ稀有ノコトニ屬シ、各人相倚リ相扶ケテ、國民經濟ヲ組織シ、此等ノ人々ノ經濟的活動ヨリ總收入ヲ生ズ、其總收入ヨリ、生産ノ爲ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ハ、即チ所謂所得ニシテ、而シテ此所得ハ、各人ノ提供シタル犠牲ノ結果得タル利益ナレバ、各自其報酬トシテ、之レガ分與ニ與カル

所得ノ意

ハ當然ナリトス、
所得トハ、一定ノ期間内ニ規則正シク入り來ル收入ニシテ、之ヲ消費シ盡クスモ、其人ノ社會上ノ地位ヲ害スルコトナキ財ノ總額ヲ云フ、故ニ遺産・富饒・贈與等、偶然ニ入り來ル收入ハ之ヲ所得ト稱スル能ハズ、又生産シ獲タル總收入ハ、其内ニ生産ノ爲メニ要シタル各種ノ費用ヲ包含スル故、此等ノ生産費ヲ控除シタル後ニアラザレバ所得ト云ハザルナリ、故ニ一ニ之ヲ純益ト云フ、
分配ハ所得中ヨリ行ハル、モノニシテ、其方法宜シキヲ得レバ、經濟社會ハ健全ナル發達ヲナシ、分配其當ヲ得ザルトキハ貧富ノ懸隔甚シク、富者益々富ミ從テ奢侈ノ風ヲ生ジ、貧者ハ其困弊益々甚シク、何人モ奮勵事ニ當ル者ナケン、是ニ於テカ、現今或一派ノ人士ハ、分配ハ公平ナルベシ、分配公

平ナラザレバ、社會ハ圓滿ナル發達ヲナス能ハズ、其目的ヲ達センニハ、私有財産制度ト自由競争トヲ廢シ、凡テ共有財産トセヨト絶叫ス、此說ノ如キハ、必竟現今貧富ノ懸隔甚シク勞働者ノ困弊ヲ見ルニ忍ビズ、假リニ極端ナル改革ヲ行ハント欲スルモノナルベシト雖、人ニハ愚アリ賢アリ、強ナルアリ、弱ナルアリ、各々相同ジカラズ、蓋シ社會ノ發達進歩スル所以ハ、國民中ノ才幹識見ノ高キモノガ、衆人ヲ指揮シテ進歩ノ方面ニ向ハシムルガ爲メニシテ、此ノ如キ人ニ對シテハ、社會ハ自ラ多額ノ報酬ヲ與ヘザルベカラズ、然ルニ論者ノ言ノ如ク國民ノ才不才トナク皆平等ナル報酬ヲ與ルコトトナレバ、此ノ如キ人々ハ、皆倦怠其智識ヲ用キズ、遂ニ社會ハ進歩セザル結果ヲ生ズルニ至ルベシ、然リト雖、論者ノ說ヲナス又故ナキニアラズ、現今ノ企業家及資本家ハ、

第二章 地代

獨リ所得ノ大半ヲ壟斷シ、勞働者ヲシテ充分ナル分配ニ與カラシメズ、細民ノ飢渴ニ泣クモノアルニ拘ハラズ、奢侈ニ誇ルノ風ヲキニアラズ、之レ實ニ社會ノ圓滿ナル發達ヲ阻害スルモノニシテ、爲政者ノ深ク留意スベキ點ナリトス、財ノ分配ニ與カルベキモノハ左ノ如シ、

- 一 地主 其所得ヲ地代ト云フ
- 二 資本家 其所得ヲ利子ト云フ
- 三 企業家 其所得ヲ利潤ト云フ
- 四 勞働者 其所得ヲ賃金ト云フ

地代トハ、土地ノ生産力ヲ使用セシムルニ由リ、土地所有者ノ受クル報酬ヲ云フ、即チ地代ハ土地ヨリ生ズル所得ニシ

二、地味 ト地位	耕作限界	地代ヲ決 スル原因 一、土地 生産力	テ、土地ノ總生産額ヨリ、總生産費ヲ控除シタルモノナリ、茲ニ所謂生産費トハ、耕作ニ必要ナル種子肥料ノ代價、及之ニ放下シタル資本ノ利子、並ニ勞働者ノ賃金ヲ併稱ス、地代ハ土地所有者ノ有ニ歸シ、其所得ヲナスモノナル故、自ラ耕作スルト、他人ヲシテ耕作セシムルトナ問ハザルナリ、 地代ハ、或耕地ノ生産力ト、現ニ耕作セラレ居ル中、最モ劣等ナル耕地ノ生産力トノ差ニ由リテ生ズルモノナリ、最モ劣等ナル土地ハ、生産力少ナクシテ、之ヲ耕ヤスモ、生産額ハ之ニ費ヤシタル生産費ト等シク、殘餘ナキモノヲ云フ、之ヲ耕作限界地ト云フ、 地代ノ多少ハ、地味ト地位トニ由リテ定マル、地味礪确ニシテ生産額少ナケレバ、地代少ナキハ勿論ニシテ、若シ地味大ニ劣等ニシテ、其生産額ハ、之ニ費シタル生産費ヲ支辨スル
-------------	------	-----------------------------	--

地代ハ生
産物ノ價
格ヲ決定
セズ

ニ足ルノミナレバ地代ナシ、又地味膏腴ナルモ、其地位惡シク、生産物ヲ市場ニ運搬スルニ不便ニシテ、爲メニ多額ノ費用ヲ要スルトキハ、其土地ノ生産力ハ劣レルモノト云ハザルベカラズ、地代ノ少ナキハ當然ナリ、

地代ハ、土地生産力ノ差ナル故、人口増加スルトキハ、土地益々不足ヲ告ゲ、耕作限界ハ益々劣等ナル土地ニ下ルベク、從テ地代ハ益々騰貴スルハ明カナリ、地代ハ生産物ノ價格ヲ決定スルモノニアラズシテ、地代ヲ決定スルモノハ生産物ノ價格ナリ、何トナレバ、生産物ノ價格ハ、耕作限界地即チ地代ナキ土地ニ於ケル生産費ニ依テ決定セラレ、地代ハ生産費ノ外ニ立テバナリ、乍併生産物ノ價格ハ、耕作限界ヲ動カス故、從テ地代ニ影響スルモノナリ、

義利子ノ意

第三章 利子

利子ハ、資本ヲ使用セシムルニ由リ、資本ヲ有スルモノ、受クル報酬ナリ、世ニ貨幣ヲ以テ資本ト混同スルモノアル如ク、利子ト金利トヲ混同スルモノ多シ、利子ハ固定資本及流動資本ノ使用ニ對スル報酬ナリ、夫ノ貸金ノ利子即チ金利ノ如キハ、之レ又利子ノ一種タルニ過ギザルナリ、多數ノ學者ハ利子ニ三要素アルコトヲ説ケリ、左ノ如シ、

- 一、資本ノ使用料。
- 二、資本損失ノ危険ニ件フ保險料。
- 三、資本貸付ノ勤勞ニ對スル報酬。

然レドモ、保險料又勤勞ニ對スル報酬ノ二ハ、經濟學上所謂利子ニアラザルナリ、何トナレバ、此二者ハ資本家ガ同時ニ企業家タル時ハ、其人ニ對スル報酬中ニ包含セラレ、モノ

利子ヲ決スル原因

利子ト地代トノ差

ナレバナリ、然レドモ現今ハ企業家ト資本家ヲ區別スルヲ常トスル故、利子ハ資本ノ使用ニ對スル報酬ナリト解スルヲ正當トス、

利子歩合ハ、資本ノ需要供給ニ由リテ定マル、即チ資本ノ需要多ケレバ利子ハ高カルベク、供給即チ資本ノ數量多キトキハ利子ハ低落スベシ、

我國現時ニ於テ、利子ノ高キ重ナル原因ハ、企業熱熾ニシテ資本ニ對スル需要ガ、其供給ニ比シテ大ナルヲ以テナリ、又タ資本主ガ分配ヲ受クベキ、生産物ノ價格ノ大小ニヨリテモ、利子ノ歩合ヲ決ス、實際利子ハ資本ノ結果ナル生産物ヨリ支拂ハル、モノナレバ、生産額多大ナルトキハ利子ノ額モ、亦、大ナルヲ得可ク、從テ其割合高キヲ得ベシ、

資本ハ社會ノ進歩ト共ニ増加シ、從テ利子ハ漸次低落ニ趨

ク傾向アリ、之レ地代ト同ジカラザル點ニシテ、地代ハ其原
因土地ノ肥瘠、地位ノ良否等アリテ、地代ヲ拂ハザルモノア
リト雖、利子ハ資本ノ各部分ニ、生産力ノ差等アルベキ理ナ
キ故、利子ヲ拂ハザル資本ナシ、從テ地代ハ生産費ノ一部ヲ
成サマレド、利子ハ其一部ヲナスモノト知ルベシ、
利子ノ高低ノミヲ見テ、直ニ喜憂トスルハ謬ナリ、要ハ其高
低スル所以ノ原因如何ニアリ、若シ生産業勃興シ、資本ニ對
スル需要大ニ増加シ、之レガ爲ニ利子ノ騰貴スルハ、大ニ賀
スベシ、乍併其騰貴ガ資本ノ缺乏、若ハ信用ノ紊亂ニ基ツク
モノナルトキハ、之レ大ニ憂フベキナリ、又商工業萎靡シテ
振ハズ、資本ノ需要減少セル爲メ、利子ノ下落スルハ、又不可
ナリ、之ニ反シテ、利子ノ下落ガ、資本ノ潤澤信用ノ確實ナル
ニ由ルモノナレバ、大ニ慶スベキコト、ス、

第四章 利潤

義利潤ノ意

企業家ハ
常ニ資本
家ニアラ
ズ

利潤トハ、企業ノ勤勞ニ對スル報酬ナリ、詳言スレバ、企業家
ハ社會ノ需要ニ應ジテ、生産物ノ種類性質及分量ヲ考定シ、
之ヲ生産スル爲メ、資本及勞力ヲ結合シ、自己ノ計算及危険
ニ於テ、勤勞スルモノナレバ、之ニ對シテ報酬ヲ受クベキハ
勿論ナリ、之レ即チ利潤ナリ、
學者往々企業家ト資本家トヲ混同シ、利潤ト利子トヲ混同
スル者アルハ、前章ニ之ヲ説明セリ、企業家ハ多クノ場合ニ、
資本家ナルガ如シト雖、資本ヲ所有スルト否トハ、企業家ニ
必要ナル資格ニアラザルナリ、企業家ハ資本ヲ有益ナル事
業ニ使用シ、勞働ヲ監督シ、市場ノ狀況ヲ達觀スル才幹ヲ有
スレバ足ル、故ニ企業家ニシテ、其豫見ノ誤ルコトナキニ於

利潤ヲ決
スル原因

テハ、其利潤ハ多シト雖、然ラザレバ利潤ナキノミナラズ、却テ損失ヲ蒙ルコトアリ、之レ地主労働者又ハ資本主ト異ナル主要ノ點ナリ、地主労働者資本家等ハ他人ヲシテ、各々其生産要素ヲ使用セシムルモノナル故、始メヨリ其額定マリ、少シモ危険ナク、生産物が賣捌カル、ニ先チ、企業家ヨリ支出セラル、ナ常トス、然ルニ利潤ハ全ク生産ヲ終リ、總收入ヨリ總生産費ヲ控除シタル後ニ至リテ、其額定マルモノトス、

利潤ノ高低ハ左ノ原因ニ由テ異ナル、

一、**危険ノ多少** 企業家ハ其報酬ヲ未來ニ期スルモノナル故、危険ヲ冒スモノナルコトハ明カナリ、其危険ノ度ハ、企業ノ性質ニ由リ同ジカラズ、例ヘバ農産物ノ如キハ、其需要廣キモノニシテ、企業家ノ冒ス危険少ナキ故、利潤ハ

自ラ少ナキモ、美術品又ハ流行品ノ如キ、需要ノ不確實ナルモノハ其利潤大ナリ、

二、**企業ノ快不快** 企業ノ種類ニ由リテハ、人ノ之ヲ營ムヲ喜ブアリ、然ラザルアリ、屠牛業肥料取扱葬儀社ノ如キハ、人ノ喜バザルモノナル故、利潤大ナリ、

三、**企業家ノ才能** 企業家ハ市場ノ關係ヲ察シ、需要ト供給トヲ巧ニ適合セシムル才能ヲ必要トス、其才能ヲ有スル人ハ、生産ノ方法ヲ改良シ、生産費ヲ減ズル故、多クノ利潤ヲ得ベシ、

然リト雖、社會ノ進歩ト共ニ、利潤ハ益々減少スル傾向ヲ有スルモノナリ、其故ハ一方ニハ世ノ開明ニ趨クニ從ヒ、資本ハ益々増加シ、利子歩合ヲ低落シ、企業者ノ數ヲ増加シ、他ノ一方ニ於テハ、交通制度ノ發達學問ノ進歩ニ由リ、市場ノ情

況生産ノ方法等ヲ知悉スルモノヲ増シ、危険ノ度モ減少シ、從テ利潤トシテ企業家ノ受クル所得ノ減少スルハ、又止ムヲ得ザルナリ、

第五章 賃金

賃金ノ意

賃金ハ、勞力ノ使用ニ對シ、勞力ヲ供シタル者ノ受クル報酬ヲ云フ、企業家モ亦精神上及肉體上ノ勞力ヲ致スコトアル故、其受クル利潤ト玆ニ云フ賃金トノ間ニ區別ナキガ如シト雖大ニ然ラズ、企業家ハ自己ノ危険計算ニ於テ、勞力資本ヲ結合スルモノニシテ、其生産ガ失敗スレバ、其損失ヲ負擔スルモノナリ、然ルニ賃金ヲ受クルモノハ、他人ノ爲メニ勞力ヲ供シ、之ニ對シテ報酬ヲ得ルニ止マリ、企業ノ成敗ニ關セザルナリ、

賃金ノ區別

賃金ヲ區別シテ、強制的賃金、及契約的賃金ノ二トス、

- 一、強制的賃金トハ、官吏公吏ノ俸給ノ如ク、法令ニ由リテ定マルモノヲ云フ、
- 二、契約的賃金トハ、契約ニ由リテ、賃金ノ額定マルモノニシテ、被雇勞働者會社員、教師、辯護士、醫師等ノ報酬、之ニ屬ス、

本章ニ於テハ、契約的賃金ノ中、普通勞働者ノ賃金ニ關スル事項ヲ説明スルニ止メント欲ス、何ントナレバ、其他ノ賃金ハ、經濟學上研究ヲ要スル價ナケレバナリ、

賃金ニ名義上ノ賃金ト、實際上ノ賃金トノ二アリ、

名義上ノ賃金

- 一、名義上ノ賃金 勞働者ガ賃金トシテ受取りタル、貨幣

實際上ノ賃金

- 二、實際上ノ賃金 勞力者ノ使用ニ供スベキ生産物(貨幣

ニ代ヘテ以テ勞力ノ報酬トシテ給スルモノヲ云フ、蓋シ勞働者ハ、生計ノ必要ヲ充タシ、娛樂ヲ得ンガ爲ニ働クモノニシテ、其報酬トシテ得タル金錢ハ、其目的ヲ達スル手段タルニ過ギズ、然ルニ貨幣ノ價格ハ、常ニ變動スルヲ以テ、勞働者ガ某時間内ニ、一定ノ賃金ヲ受取ル場合ニ、若シ貨幣ノ購買力減少センカ、名義上ノ賃金ハ高クトモ、實際上ノ賃金低クシテ、勞働者困難ヲ感ズルナルベシ、之ニ反シテ、名義上ノ賃金ハ低クトモ、實際上ノ賃金ノ高キコトアリト知ルベシ、

賃金支拂ノ方法ニ二種アリ、

賃金支拂
方法

一、實物支拂法 賃金トシテ支拂フニ、物品ヲ以テスル方法ニシテ、農業漁業等ハ、此方法ニ由リ、生産物ヲ以テ直ニ賃金ヲ支拂フ、又物品ト貨幣トヲ併セ用ウル方法アリ、之

レハ、奴婢車夫等ノ場合ニ行ハルモノニシテ、等シク實物支拂法ト云フベシ、

二、貨幣支拂法 貨幣ヲ以テ、賃金ヲ支拂フ方法ニシテ、之ニ屬スルモノ三アリ、左ノ如シ、

- (1) 時間拂法 此方法ハ、勞働時間ヲ標準トシテ、賃金ヲ支拂フモノニシテ、現今廣ク行ハル、モノトス、乍併勞働者ヲシテ怠慢ナラシメ、仕事ノ迅速ナラザル弊アリ
- (2) 出來高拂法 此方法ハ、仕事ノ出來高ニ應ジテ、賃金ヲ支拂フモノナルガ、間々粗製濫造ヲナスノ弊アリ
- (3) 利潤配分法 前二者共ニ多少ノ弊害アルヲ以テ、之ヲ防グ爲メ此方法生ジタルナリ、利潤配分法ニアリテハ、普通賃金トシテ勞働者ニ支拂フノ外、其成績ノ如何ニ由リテ、企業家ガ其受クル利潤ノ分幾ヲ賞與トシテ

賃金ヲ決
スル原因

一、一般
原因

勞働者ニ給與シ、以テ勞働者ヲシテ勤勉ナラシムルモ
ノナリ、或ハ總利潤ノ何割ヲ支給スルコトヲ約スルア
リ、或ハ企業家ガ適宜ニ之ヲ定ムルアリ、要スルニ、企業
家ト勞働者トノ衝突ヲ和ゲテ、相互ノ利益ヲ謀リ、産業
上ノ美德ヲ發達セシムルノ効アリ、

賃金高低ノ原因ハ、之ヲ一般原因ト、特別原因トノ二ニ分ツ
テ考フルヲ可トス、

一、一般原因 一國ニ於ケル賃金ノ一般ノ歩合ヲ定ムル
原因ニシテ、更ラニ分ツテ二トス、

(1) 勞力ノ需要供給ノ比例 賃金ハ勞力ニ對スル報酬
ナリ、即チ勞働者ガ其勞力ノ結果ヲ雇主ニ致シ、其對價
トシテ受クル報酬ナルヲ以テ、物價ト同ジク、需要供給
ノ關係ニ由リテ決定セラル、需要多クシテ供給伴ハザ

二、特別
原因

レバ賃金高く、供給増加シテ需要伴ハザレバ賃金低カ
ルベキナリ、
(2) 一國生産額ノ大小、及生計ノ程度、賃金ハ生計ノ費
用ヨリ低カラズ、生産物ノ價格ヨリ高カラザルハ明カ
ナリ、故ニ生計ノ程度高キ國ニ於テハ賃金從テ高く、生
計ノ程度低キ國ハ賃金低クトモ、之ニ從事スル人アル
ガ故ニ、自然低キヲ常トス、之ト同ジク一國ノ生産額大
ナレバ、高キ賃金ヲ支拂フモ差支ナキ故、賃金ノ騰貴ア
ルベキモ、若シ然ラズシテ、生産額少ナケレバ、收支相償
ハザル故、賃金ハ低キモノト知ルベシ、
二、特別原因 職業ノ種類、及性質ノ異ナルニ從ヒ、賃金ニ
高低ヲ生ズル原因ヲ云フ、其重ナルモノヲ擧グレバ、左ノ
如シ、

(1) 危険ノ多少 勞力ノ性質ニ由リテハ、勞働者ノ身體健康ニ危険多キモノアリ、例ヘバ鑛山ノ坑夫、傳染病取扱人、夜間ノ勞働者等ノ如シ、此等ハ割合ニ高キ賃金ヲ受ク、

(2) 勞力ノ快不快 勞力ノ性質ガ不快ヲ感ズル者ニシテ、何人モ之ヲ喜バザルモノ例ヘバ屠牛者、墓守、肥料取扱人等ノ如キハ、賃金高カラザルベカラズ、

(3) 勞力ノ永續不永續 勞力ガ永續スルモノナルトキハ、絶エズ賃金ヲ得ル望アル故、割合ニ低キ賃金ニテ満足スルモノ、一時限ノモノハ割合ニ高カラザルベカラズ、

(4) 職業習得ノ難易 勞力ノ種類ニ由リ、素養ヲ要スルモノアリ、美術的、技藝的勞働者ノ如シ、此等ハ高キ賃金ヲ受ク、

賃金基金
說

(5) 信用ノ要不要 金錢出納ヲ司ドルモノ、若クハ金銀寶石ノ細工人ノ如キ、信用ヲ必要トスルモノハ、割合ニ高キ賃金ヲ受ク、

以上賃金ヲ高低スル原因ニ付イテ説明セシガ、茲ニ古來久シク、經濟學者間ニ唱導セラレタル學說アリ、賃金基金說是ナリ、今左ニ其說ノ大要ヲ擧ゲテ、之ヲ論評スベシ、

賃金基金說ヲ主張スルモノ曰ク、各國ニ於テ勞働ノ報酬ニ專用スル基金アリ、之レ勞働者全體ノ受ク可キ賃金ノ總額ナリ、而シテ勞働者ノ總數ヲ以テ、此基金ヲ除セバ、勞働者各人ノ得ル額トナル、故ニ賃金ヲ増加セント欲セバ、勞働者ノ數ヲ減少スルカ、然ラザレバ賃金基金ヲ増加セザルベカラズ、賃金基金ヲ増加スルニハ、資本ヲ増加セザルベカラズ、資本ノ増加ハ、人口ノ増加ヨリ遲キモノナリ、故ニ勞働者各自

ノ受クル賃金ハ、年々下落ノ傾向アルモノナリト、此説ヲ分析スレバ左ノ二點ニ歸着スベシ、

一、賃金トシテ、支拂ハル可キ額ハ、豫メ一定ス、

二、賃金ハ、資本ヨリ支拂ハルルモノナリ、

然レドモ、此説明ハ事實ニ反スルモノニシテ、之ヲ各國ノ實例ニ徴スルニ、何人ト雖豫メ賃金ノ額ヲ一定シテ、業務ヲ企ツルモノアルヲ見ズ、又今日各國ニ於テ、資本ハ豫メ一定シ居ルモノニアラズ、資本トシテ、生産ヲ幫助セント欲セシ額ガ、或ハ快樂ノ爲ニ消費セラルルコトナキニアラズ、況ンヤ賃金ニ專用スベキ基金ト、定マレルモノアルベキ理ナシ、又賃金ハ、資本中ヨリ支拂ハルルモノト云ヘルハ、之レ甚シキ謬ニニシテ、賃金ハ雇主ガ勞働者ヲ使役シテ生産ニ從事シ、夫レヨリ得タル純益中ヨリ、仕拂フベキモノニシテ、豫メ勞

駁論

働者ニ仕拂フハ、便宜上前拂ヲナシタルニ過ギザルナリ、左レバ、資本ノ一部ニ基金アリト云フハ誤レリ、賃金基金説ノ愚ヤ此ノ如シ、乍併現今猶ホ之ヲ信ズルモノナキニアラズ、茲ニ概論スル又無要ノ業ニアラザル可キカ、

第五編 財ノ消費

第一章 消費ノ概念

消費ノ意

人類ガ、財ノ生産・交換・分配等ノ經濟的活動ヲナスハ、必竟其欲望ヲ満足センガ爲メナリ、而シテ欲望ヲ満足スル爲ニハ、勿論直接間接ニ財ヲ使用シ、消耗セザルベカラズ、之ヲ名ケテ消費ト云フ、故ニ消費ハ、經濟的活動ノ終局ナリト云フモ不可ナシ、人類ガ、物質ノ一分子ダモ、作出スルコト能ハザルト同ジク、又一分子ヲモ、滅却スルコト能ハザルナリ、故ニ生産ガ、人類ノ行爲ニ本ヅク、價值ノ増加ヲ意味スル如ク、消費ハ人類ノ行爲ニ由ル、價值ノ減少ナリ、左レバ自然ノ作用ニ由リテ、價值ノ減少スルコトアルモ、之レ經濟學上所謂消費ニハアラザルナリ、

消費ト生

消費ノ區別

生産ハ價值ノ増加ニシテ消費ハ價值ノ減少ナリトセバ、生産ト消費トハ、正反對ノ地位ニアリ、其間何等ノ關係ナキガ如シ、然レドモ生産ノ目的ハ消費ニシテ、消費ノ目的ハ又生産ニアリ、生産ト消費トハ、互ニ原因結果ノ關係アリ、例ヘバ麵麴ヲ製造スルモノアリ、之ヲ製造スル爲メニハ、勿論麥粉ヲ消費セザルベカラズ、即チ麥粉ノ消費ハ、麵麴生産ノ爲メナリ、更ニ麥粉ヲ生産スルニハ、農夫其他ノ勞働ニ從事スルニハベカラズ、而シテ農夫等ガ、耕作其他ノ勞働ニ從事スルニハ、麵麴ヲ消費セザルベカラズ、此ノ如ク生産ト消費トハ、互ニ循環シテ、原因結果ノ關係ヲ保ツモノナリ、消費ハ其主體ニ由リテ、區別スル時ハ、公共的消費及私人的消費ノ二トナル、

一、公共的消費 國家、又ハ、府縣郡市町村等ノ公共團體ガ

爲ス消費ヲ指ス、

二、私人的消費。個人又ハ會社ノ如キ、集合的團體ノ爲ス消費ヲ云フ、

消費ハ、又其結果ニ由リテ區別スルトキハ、生産的消費及不生産的消費ノ二トナル、

一、生産的消費。毀滅シタル有用ナシテ、變形シテ再現セシムルヲ云フ、換言スレバ新シキ財ノ生産ヲ目的トスル消費ヲ云フ、例ヘバ織物ヲ製スル爲メ、糸ヲ消費スルガ如キ、吾人ノ常食ノ食物ノ如キ之レナリ、

二、不生産的消費。有用ヲ毀滅シテ、直接ニ欲望ヲ充タスコトヲ目的トスルモノヲ云フ、例ヘバ數百金ノ金錢ヲ、一夕ノ宴會烟火等ニ消費スルガ如キ、之レナリ、

經濟社會ノ進歩ト共ニ、人類ノ欲望ハ、益々複雑多端トナリ、

消費ノ増加ヲ生ズルヤ明ナリ、人或ハ消費ノ増加ヲ嘆ズル者アレド、之レ偏見ト云フベシ、勿論不生産的消費ノ増加ハ、國富ヲ消耗シ、何等ノ効驗ナク、害毒誠ニ甚シク、大ニ悲ム可キモノアルモ、生産的消費ノ増加ハ、生産ヲ大ナラシムル所以ナルヲ以テ、其増加ハ賀ス可キナリ、

第二章 貯蓄

貯蓄ノ意義

貯蓄ト貯藏

貯蓄トハ、目前ノ快樂又ハ贅澤ノ爲ニ、財ヲ消費セズシテ、未來ノ計ヲ爲スヲ云フ、古來我邦ニテハ、貯蓄ノ風ヲ賤ツミタルガ、之レ甚シキ謬ニシテ、爲メニ國民ノ生産力ヲ減ジ、國富ヲ消耗セシコト計リ知ルベカラズ、人或ハ貯蓄ハ重要ナラザルモノトシ、財ヲ蓄フルモ國民經濟ヲ助ケズト論ズルアリ、之レ貯蓄ト貯藏トヲ混同セシヨ

貯蓄ノ行
ハルル條件

リ來リタル謬見ナリ、貯藏トハ、毫モ生産ヲ助クルコトナク、
單ニ庫中ニ死藏スルヲ云フ、之ニ反シテ、貯蓄ハ未來ノ生産
ノ用ニ供ズルモノナリ、其効果同日ノ談ニアラズ、貯蓄ハ小
額ノ資本ヲ集メテ大資本トナシ、自己ノ爲メニ永久ノ利ヲ
得ルノミナラズ、又社會ヲ益スルコト大ナリ、
貯蓄ノ行ハルル條件二アリ、
一、貯蓄スルニ足ル餘裕アルコト、餘裕トハ分ニ應ジタ
ル消費ヲナシ、猶ホ餘リアルコトヲ云フ、
二、貯蓄ノ意思アルコト、餘裕アルモ、貯蓄ヲナサントス
ル意思ナカラザルベカラズ、而シテ其意思ヲ起サシムル
原因種々アリ、左ニ之ヲ列舉セン、
(1) 貯蓄機關ノ存在、貯蓄銀行、郵便貯金等ノ制度ノ存
在ヲ云フナリ、

保險ノ意
義

第三章 保險

- (2) 社會ノ安寧秩序整ヒ、法律制度ノ完備セルコト、
(3) 利子歩合ノ高キコト、
(4) 職業ノ性質確實ナルコト、確實ナル職業ニ従事ス
ル人ハ、性質溫順ニシテ、自ラ貯蓄ノ念強シ、
(5) 氣候風土ノ淳良ナルコト、氣候風土良キ時ハ、疫病
等ノ起ルコトナク、貯蓄心ヲ起サシム、

保險トハ、人ノ財産又ハ身體ニ關シ、偶然ニシテ且ツ豫見ス
ルコトヲ得ザル、危険ヨリ生ズル損害ヲ、未ダ其危険ニ遭遇
セザル他人ニ分配シテ、之ヲ賠償スル經濟制度ナリ、
火災・水難ノ如キ、何人モ其何時生ズルカヲ豫測スルコト能
ハズ、其起ルヤ偶然ニ屬ス、然レドモ、火災・水難ニ罹リ易キ、同

保險ノ組織

一ノ事情ノ下ニアル者ハ、必ズ少ナカラザルベシ、此ノ如キ同一危険ヲ蒙ルベキ事情ノ下ニアル人々、相集マリテ一團トナリ、團體員中ノ一人ニ起リシ損害全部ヲ全體ノ人衆ニ配當シ、以テ災難ヲ救済シ、負擔ヲ容易ナラシムルモノナリ、保險ニ依リテ損害ヲ賠償スルハ、既存ノ財産ヲ以テスルニアラズシテ、所得ヨリ剩シ得タル貯蓄ヲ以テスルモノナリ、何トナレバ、損害ヲ賠フ保險金ナルモノハ、元ト掛金即チ保險料ノ集合シタルモノニシテ、掛金ハ各被保人ガ所得ノ一部ヲ剩シタルモノナレバナリ、故ニ保險ハ、一ノ貯蓄方法ニシテ、財ノ浪費ヲ防ギ、人ナシテ現在ノ快樂ヲ割キテ、未來ノ計ヲ爲サシメ、其困難ニ陷ルヲ豫防スルモノナリ、

保險ノ組織ニ相互營利及複雑保險ノ三種アリ、

一、相互保險 數多ノ人々、相合同シテ一ノ組合ヲ組織シ

各組合員ガ、互ニ組合員中ニ生ジタル危険ヲ負擔シ、以テ一同ノ貯蓄ヲ計ルモノナリ、詳言スレバ、組合員ハ各自若干ノ掛金ヲ釀出シ、危険ヲ填補スル基金ヲ蓄積シ、以テ災害ニ備フル方法ナリ、

二、營利保險 營利ヲ目的トシテ、保險業ヲ營ムモノヲ指スモノニシテ、一ノ會社ガ一定ノ掛金ヲ徵收シテ、其危険ヲ負擔シ、災害ヲ蒙リタルモノニ、一定ノ保險金ヲ交付スルモノナ云フ

三、複雑保險トハ前述ノ兩保險制度ヲ混合シタルモノニシテ被保險者ニ利益配當トシテ營業利得ノ配分ヲ與フル制度ナ云フ

保險ハ現在ノ快樂ヲ割キ、若干ノ掛金ヲナシテ、未來ノ危険ニ備フル點ニ於テ、貯蓄ノ一法ト云フベキハ上述ノ如シ、乍

別保險ノ區

併少シク貯蓄ト異ナル所ナキニアラズ、貯蓄ハ資本ノ増殖ニシテ、其増加ノ率モ資本ノ増加ト異ナラズ、從テ豫メ之ヲ計算スルコトヲ得レド、保險ハ全ク未來ニ於テ、生ズベキヤ否ヤモ計リ知ル能ハザル危險ニ對シ、填補スルモノナレバ、被保人ヨリ見レバ、或ハ僅少ナル掛金ヲナシタル者ニテモ、危險生ジタル際ニハ、其受クル所多キコトアリ、又保險料ヲ支拂フコト頗ル多クシテ、危險發生ノ際、其受クル額少ナキコトアリ、

保險ノ種類ハ、頗ル多シ、今其重ナルモノヲ舉ゲテ、之ヲ説明セバ、保險ハ之ヲ大別シテ、人類保險及物品保險ノ二トナス、

一、人類保險 人ニ關スル保險ニシテ、更ニ分ツテ二トナス、

(1) 生命保險 被保人死亡シタルトキ、若干金額ヲ其遺

族ニ拂渡スモノニシテ、其金額及保險料ハ契約ニテ定マル、

(2) 養老保險 被保人ガ若干ノ年齢ニ達シタルトキ、若干ノ金額ヲ拂渡スモノヲ云フ、而シテ其金額及保險料ハ、同ジク契約ニテ定マル、但シ被保人ガ該年齢ニ到達セザル前ニ死亡シタル時ト雖、該契約金額ヲ其遺族ニ支拂フモノトス、

二、物品保險 財産其他貨物ニ關スル保險ニシテ、更ニ分ツテ二トナス、

(1) 火災保險 火災ニ由リテ生ジタル、損害ヲ填補スルモノニシテ、被害者ハ契約ニ由リテ定マレル、金額ヲ受取ル權利アルモノトス、但シ保險料ヲ支拂フベキハ當然ナリ、

(2) 運送保險 貨物運送ノ際、危險ノ生ズルアリテ、災害ヲ蒙ル時、之レガ損害ヲ填補スルヲ目的トス、被保險人ハ一定ノ保險料ヲ支拂ヒ、若シ危險ニ遭遇シ、貨物ヲ失フカ、又ハ之ヲ毀損セラレシ時、保險金額ヲ受取ルモノトス、此種ノ保險ハ更ニ海上保險及陸上保險ノ二種ニ分ツ、

(イ) 海上保險 船舶ニヨリテ貨物ヲ運送スルニ當リテナス保險ナリ、
(ロ) 陸上保險 普通國內ニテ行ハルルモノニシテ、專ラ陸上運送ニ關スル保險ナリ、

第六編 財政

第一章 財政ノ概念

財政

國家又ハ公共團體(府縣市町村ノ如キ)ハ、其生存發達ノ目的ヲ達スル爲メ、所謂經濟的活動ヲナスモノナリ、詳言スレバ、其生存發達ニ必要ナル費用ヲ定メ、之ニ充ツル爲メ、財源ヲ求メ、其財源ニ由リ最モ適當ナル方法ヲ以テ支出ヲ爲ス、之ヲ國家又ハ公共團體ノ經濟一ニ公經濟即チ財政ト云フ、財政學ハ財政ニ關スル學問ナリ、即チ國家又ハ公共團體ガ其任務ヲ行フニ必要ナル、財ノ獲得管理及使用ニ關スル法則ヲ研究スルモノナリ、

財政學

財政即チ公經濟ハ、其目的タル、國家又ハ公共團體ノ生存發達ヲ謀ルコト、即チ公益ヲ謀ルニアルヲ以テ、私人的經濟即

公經濟
私經濟ト

チ私經濟トハ、自ラ其趣ヲ異ニス、今其區別ノ重ナル點ヲ上
グレバ、左ノ如シ、

一、私經濟ニアリテハ、先ヅ收入ヲ計リテ、後支出ヲ定ムベ
キモノナレド、公經濟ニアリテハ、其目的の公益ニ存スルヲ
以テ、須要ノ事務ハ廢スベカラザル故、之ニ要スル支出ヲ
定メテ、後收入ヲ定ムルモノトス、

二、私經濟ニアリテハ、成ル可ク多クノ收入ヲ得ルヲ欲ス
ルモノナレド、公經濟ニアリテハ、國家及公共團體ノ維持
發達ヲ目的トスルモノナル故、收入ト支出トノ間ニ過不
及ナキヲ要ス、若シ收入ガ支出ニ伴ハザレバ、必要ナル政
務ヲ行フコト能ハザレド、收入ニシテ支出ニ超過スルト
キハ、徒ラニ人民ノ負擔ヲ重クシ、却テ國家ノ生存發達ヲ
阻害スルヤモ測ラレズ、

租稅

三、私經濟ニテハ、他人ヲ強制シ命令スベキモノニアラザ
レド、公經濟ニアリテハ、其收入ヲ得ルヤ主權ノ活動ニ本
ヅキ、強制シテ人民ノ財産ノ一部ヲ徵收スルモノナリ、
四、國家ハ個人ト異ナリ、永遠ニ其生命ヲ維持スルモノナ
ル故、其經濟モ亦永遠ノ目的ヲ有シ、之ニ應ズル方法ヲ要
スルモノナリ、例ヘバ國家ガ、永久ノ利益ヲ謀ル爲メニ事
業ヲ經營シ、其費用ニ充ツル目的ニテ、公債ヲ募集スルガ
如キ之ナリ、

第二章 租稅

租稅ハ國家又ハ公共團體ガ、其生存發達ニ必要ナル、收入ヲ
得ル目的ヲ以テ、一般人民ヨリ強制シテ、徵收スルモノヲ云
フ、租稅ハ國家ノ生存發達ニ必要ナル、經費ヲ支辨スルモノ

租税ノ區別	一、國稅	二、地方稅	一、直接稅
ナルヲ以テ、苟クモ國民タルモノハ、其義務トシテ之レガ徵收ニ應ゼザルベカラザルモノトス、 租税ハ土地ヲ標準トシテ之テ分テバ、國稅及地方税ノ二トス、	一、國稅 中央政府ガ其經費ヲ支辨セン爲メニ全國一樣ニ課スル租税ヲ云フ、	二、地方稅 府縣郡市町村ノ如キ公共團體ガ其地方ノ經費ヲ支辨セン爲メニ、課スル租税ヲ云フ。 租税ヲ其負擔ヲ基本トシテ分テバ、直接税間接税ノ二トス 一、直接税トハ、納税者ト擔税者ト同一人ナルコトヲ目的トスル租税ヲ云フ、例ヘバ地租所得税ノ如ク、地價及所得ニ對シテ課セララル故、土地ヲ有スル人及所得ヲ收ムル人ガ、同時ニ税ヲ納メ、又負擔スル如キモノヲ云フ、	

二、間接稅
二、間接稅ハ、納税者ト擔税者ト、異ナルコトヲ目的トスル租税ヲ云フ、例ヘバ酒稅砂糖稅等ノ如ク、税ヲ納ムル人ハ酒及砂糖ヲ製造スルモノナリト雖、其税ノ額ハ、酒及砂糖ノ代價ノ中ニ組ミ込マルル故、實際税ヲ負擔スルモノハ酒及砂糖ヲ購買スル人ナリトス、 直接税及間接税ノ區別ハ、重要ナルヲ以テ、特ニ注意スルヲ要ス、 直接税間接税ノ區別ヲ問ハズ、現今我國ニテ行ハル、各種ノ租税ノ重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ、 一、地租 土地ヨリ生ズル收穫ヲ本トシテ定メタル、地價ニ課スル租税ナリ、 二、所得稅 俸給報酬其他農工商ノ得ル所得ニ課スル租税ナリ、

三、營業稅 營業所ヲ設ケ、物品ノ賣買ヲナス者ニ課スル
 租稅ナリ、
 四、消費稅 物品ノ消費ニ對シテ課スル租稅ニシテ、酒稅、
 砂糖稅、印紙稅ノ如キ是ナリ、
 五、關稅 物品輸入ノ際、之ニ課スル租稅ナリ、

第三章 豫算

豫算

國家ガ租稅其他ノ方法ニ由リ、收納シタル金額ヲ以テ、諸般
 ノ經費ヲ支辨シ、而カモ收入ト支出トノ適合ヲシテ、最モ宜
 シキヲ得セシムルニハ、自ラ遵ルベキ規則ナカラザルベカ
 ラズ。歲計豫算ノ制是ナリ、
 國家ハ、收入支出ノ計算ヲ畫スル爲メニ、會計年度ヲ定ム、會
 計年度ハ、國ニ由リテ一定セザレド、我國ハ一年ト定メ、毎年

會計年度

豫算編成
ノ手續

收支適合
ノ方法

四月一日ニ始マリ、翌年三月三十一日ニ終ル、一會計年度ニ
 屬スル、一切ノ收入ガ歲入ニシテ、一切ノ經費ガ、歲出ナルコ
 トハ前述ノ如シ、總テ歲入及歲出ハ、年度毎ニ豫計シ、歲計豫
 算ヲ調製ス、豫算ハ歲入歲出各々經常部及臨時部ニ大別シ、
 各部中ニ於テ之ヲ款項目節ニ區分ス、

豫算ハ各省大臣ノ提出セル、歲出入概算書ニ基ツキ、大藏大
 臣之ヲ檢案シ、總概算書ヲ作り、之ヲ内閣ニ提出ス、内閣ハ之
 ナ審議シ、帝國議會ニ提出シ、議會之ヲ議定シテ、裁可ヲ經テ
 公布シテ成立ス、豫算確定シタルトキハ、行政官廳ハ會計法
 ノ規定ニ從ヒ、豫算ノ範圍内ニ於テ、國家ノ政務ヲ行ヒ、收入
 支出ヲナスベキナリ、然レドモ、豫算ハ必竟豫測ニ過ギザル
 ナ以テ、或ハ收入豫算ニ過グルコトアリ、支出多クシテ不足
 ナ告グルコトアリ、故ニ此等ノ收入支出トノ適合ヲ謀ル爲

メ左ノ方法アリ、

- 一、節目ノ流用、各省大臣ハ、項以上ノ金額ノ流用ヲ許サレザルモ、節目ノ金額ハ、彼此流用ヲ許サル、但シ大藏大臣ノ承認ヲ要ス、
- 二、補充費、憲法第六十九條及會計法第七條ニ本ヅキ第一豫備金ノ設ケアリ、之ヲ以テ豫算ノ避クベカラザル不足ヲ補充ス、但シ其費途ハ勅令ヲ以テ定ム、
- 三、非常費、憲法第六十九條及會計法第七條ニ本ヅキ、第二豫備金ノ設ケアリ、之ヲ以テ豫算ニ見積リナキ費用ヲ支辨ス、但シ勅裁及大藏大臣ノ承認ヲ要ス、
- 四、緊要ノ支出、兵亂・天災・地變ノ如キ、緊急ナル事變生、ジ公共ノ安寧ヲ保持スル爲メ、國家ハ巨額ノ支出ヲナサザルベカラザルコトアリ、而シテ此際以上三個ノ方法ニテ

會計ノ監督

ハ、到底之ヲ救済スルニ由ナク、又内外ノ情況ニシテ、議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ、勅令ニテ財政上必要ナル處分ヲ行フコトヲ、憲法第七十條ニ認メタリ、但シ次期ノ議會ニ之レガ承諾ヲ求ムルヲ要ス、

豫算ノ施行ガ、果シテ法令ニ遵據シ、能ク其目的ヲ達シタルヤ否ヤ、國家ハ之ヲ監督スルノ要アリ、我國ノ制度ニテハ三種ノ監督機關アリ、

- 一、行政監督、大藏大臣專ラ其衝ニ當リ、主計局ヲシテ支拂及豫算ニ對シ監督ヲ爲サシメ、更ニ各省ニ會計主務官ヲ置き、監督ノコトヲ司ドラシム、
- 二、司法監督、會計検査院ノ監督之ナリ、會計検査院ハ、立法行政ノ諸機關以外ニアリ、天皇ニ直隸ス、而シテ會計ガ法令若クハ豫算ニ悖ル所ナキヤヲ審査シ、若シ違背セシ

點アルトキハ、能ク其責任ヲ明ニシ、其決算ニ検査報告書
ヲ附シテ政府ニ送致ス、
三、立法監督、政府ハ、總決算ニ検査報告書ヲ附シ、議會ニ
提出ス、議會ハ之ヲ審議シテ其監督ノ責ヲ明カニス

第四章 公債

公債

公債トハ、國家ガ收入支出ノ適合ヲ謀ル爲メニ、其信用ニ基
ヅキ、臨時ニ起ス債務ヲ云フ、
兵亂天變地異及財政整理等ノ爲メ、國家ハ巨額ノ支出ヲ要
シ、到底經常收入ヲ以テ、之ヲ支辨スルコト能ハザルトキハ、
勢ヒ其信用ニ基ヅキ、一時債務ヲ起シ、漸次償還ヲナスノ方
法ヲ採ラザルベカラズ、何トナレバ、此際租稅ヲ増加シ、又ハ
新ニ租稅ヲ起シ、巨額ノ支出ヲ辨ジ得ザルコトナキニアラ

ザルモ、民力ニハ限りアリ、遽カニ之ヲ徵收スルコト能ハズ、
若シ強テ之ヲ徵收セントスルトキハ、爲ニ經濟社會ヲ紊亂
シ、民力ヲ枯涸セシムルノ虞アリ、且ツ其支出タル永久ニ亘
ルモノニアラズシテ、單ニ一時ノ出來事ナルニ過ギザレバ、
租稅ノ如キ永久ノ性質ヲ有スル方法ニ由ルノ必要ナシ、之
レ公債募集ノ必要アル所以ナリ、

公債ハ、現代ノ負債ヲ未來ニ遺シ、後世子孫ヲシテ、不當ノ負
擔ヲナサシムルモノナル故、之ヲ避ケザルベカラズト論ズ
ルモノアレド、之レ一ヲ知ツテ二ヲ知ラザル偏見ナリ、抑モ
國家經濟ハ私經濟ト異ナリ、永遠ノ目的ヲ有スルモノニシ
テ、財政整理ヲ行ヒ、兵亂禍災ヲ救助スル如キハ、皆國家百年
ノ計ヲ爲スモノニシテ、其生存發達上缺クベカラザルコト
ニ屬シ、之ヲ爲サザレバ、國家ハ萎靡シテ振ハズ、寧ロ後世子

孫ニ累ヲ遺スコトナルベシ、故ニ公債ハ其募集ノ方法宜シ
 キヲ得レバ、後世子孫ヲ利スル亦僅少ナラザルナリ、
 公債ハ其償還ノ時期如何ニ由リテ區別スレバ、永遠公債有
 期公債大藏省證券ノ三トナス、

一、永遠
公債

一、永遠公債 豫メ償還ノ時期ヲ定メズ、國家ガ財政ノ寬
 裕ナルヲ待チ、隨意ニ償還ヲ行フモノニシテ、信用厚キ國

二、有期
公債

ニアラザレバ、此種ノ公債ヲ募集スル能ハザルナリ、
 二、有期公債 豫メ支拂ノ年限ヲ定メ、其時期ニ達スレバ、
 必ズ之ヲ償還スベキモノナ云フ、此種ノ公債ハ、財政上ノ
 緩急如何ヲ問ハズ、豫定ノ時期ニハ、必ズ支拂ヲ爲サザル
 ベカラザル故、永遠公債ニ比シテハ甚ダ不便ナリ、然レド

三、大藏
省證券

モ信用薄キ國ハ、勢ヒ此方法ニ據ラザルベカラズ、
 三、大藏省證券 租稅徵收ノ時期ハ、法律ニテ一定シ居ル

ヲ以テ其時期以前ニ支出ヲ要スルコトアリ、國庫ニ不足
 ナ生ジタルトキ、一時三箇月乃至一年ヲ期限トシテ、募集
 スルモノナ云フ、

公債ハ其募集ニ應ズル、債權者ノ國籍ヲ標準トシテ區別ス
 レバ、內國債及外國債ノ二トナス、

內國債

一、內國債 內國ニ於テ募集セシモノニシテ、其債權者ノ
 全部若クハ大部分ガ內國臣民ナル場合ヲ云フ、

外國公債

二、外國債 普通外國ニ於テ募集セシモノニシテ、其債權
 者ノ全部若クハ大部分ガ外國臣民ナル場合ヲ云フ、

公債募集
ノ方法

公債ノ募集ハ、政府ガ公衆ニ對シテ、債券ヲ賣出シ、申込ヲ爲
 サシムルコトアリト雖、此方法ニ由ルトキハ、必要ナル金額
 ナ得ルコト能ハザルコトアリ、故ニ普通此方法ニ由ラズシ
 テ、銀行又ハ一個人ナシテ、之ヲ受負ハシメ、更ニ之ヲ公衆ニ

賣出スノ方法ヲ用ユ、此方法ハ前者ニ比シテ、頗ル勝ルモノニシテ、政府ハ必要ナル金額ヲ得ル利益アルノミナラズ、引受人ハ概ネ銀行ナルヲ以テ、經濟事情ニ通ジ頗ル便宜ナリ、我國ニ於テハ、公債募集ノ方法ハ、大藏大臣之ヲ定メ、日本銀行ヲシテ取扱ヲナサシムル故、稍ヤ二方法ヲ折衷シタルガ如キ感アリ、

公債償還ノ方法

公債ハ、國家ノ債務ニシテ、收入ト支出トヲ適合セシムル爲メニ、募集スルモノナレバ、速ニ之ヲ償還スルコトヲ圖ラザルベカラズ、但シ償還ハ契約ノ條項ヲ守ルベキハ勿論、其國財政ノ緩急ト、一般市場ノ景況トヲ參酌シテ、爲メニ財政ヲシテ、直チニ困難ヲ致サザルノミナラズ、成ルベク通貨ノ需要多キ時ニ之ヲ行ヒ、爲メニ一般市場ヲ攪亂シ、通貨ノ供給ヲシテ、猥リニ過多ナラシメ、應募者ヲシテ損害ヲ被ラシム

公債ノ借換

ルコトナキヲ要ス、

國家ハ又財政上ノ都合ニ由リ、償還ヲナスコト能ハザルトキ、一般金融ノ緩漫ニシテ、利子歩合低ク、資本家ガ其資本ノ放下ノ途ヲ求ムルニ際シ、低利ノ公債ヲ募集シ、其金額ヲ以テ、舊公債ノ償還ヲナスコトアリ、之ヲ公債ノ借換ト云フ、公共團體ハ、又其必要ニ由リテ、公債ヲ募集スルコトアリ、之ヲ地方債ト云フ、地方債ニ關スル原則モ亦前述ノ如シ、故ニ茲ニ贅セズ、

地方債

K220.3

經濟教科書終

明治三十九年九月廿五日印刷
明治三十九年九月廿九日發行

定價金六拾錢



著者
發行者
印刷者

市村光惠
山內正瞭
大葉久吉
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地
吉岡平助
大阪市東區備後町四丁目七十八番地
青木弘
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館

21 229-361

